

平成29年五條市議会第3回9月定例会（第3号）

日 時 平成29年9月11日（月） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	養 田 全 康	1 ドクターヘリの運用について (1) 運用回数について (2) 着陸場所について 2 当市における新規起業者への支援体制について (1) 新規起業者の過去の実績について (2) 現状と課題について (3) 当市独自の施策について 3 当市におけるソフト事業について (1) 保育料について (2) シングルマザーについて (3) 高齢者について (4) 障害者について	部長 部長 市長・部長
2	福 塚 実	1 五條市学校適正化について (1) スケジュールについて (2) 児童・生徒の送迎について (3) クラブ活動の運営について 2 新庁舎建設について (1) 規模について (2) 周辺地域の道路整備について (3) 地元住民の協力について 3 京奈和自動車道に伴う五條市の取組について (1) まちづくり連携協定との関連について (2) 地域活性化について	部長 部長 部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
3	牧 野 雅 一	<p>1 大塔町の復興・振興について (1) 進捗について (2) 振興に向けた展望について</p> <p>2 地域公共交通について (1) 地区の停留所について (2) 南奈良総合医療センターへの通院手段の利便性の向上について</p> <p>3 遊休資産の活用について (1) 遊休資産の現状について (2) 遊休資産の利用計画について (3) 財源確保に向けた遊休資産の売却について</p> <p>4 将来を見通したまちづくり計画について (1) 新庁舎周辺街路計画について (2) 新庁舎への動線確保について</p> <p>5 福祉対策について (1) 認知症対策について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・理事 部長</p> <p>市長・理事 部長</p> <p>市長・技監 部長</p> <p>市長・部長</p>
4	宗 部 康 寛	<p>1 五條市総合体育館(シダーアリーナ)の設備について (1) 音響について (2) 更衣室の利便性について</p> <p>2 地域公共交通について (1) 南奈良総合医療センターへの通院バスのルートについて</p> <p>3 JR大和二見駅周辺整備について (1) トイレの改修について (2) 踏切の拡幅について (3) 大和二見駅前広場の活用について (4) 国道24号拡幅に伴う三塚地藏移転の進捗状況について</p> <p>4 二見地区の生活道路の改善について (1) 市道川端線と二見11号線の東西方向の道路の改善について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	宗 部 康 寛	5 二見漁港魚市線について (1) 市の観光行政における位置付けと 今後について	市長・部長

- 第二 議第三十五号 五條市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 第三 議第三十六号 五條市空家等対策協議会の条例の制定について
- 第四 議第三十七号 五條市支所設置条例の一部改正について
- 第五 議第三十八号 特別職の職員で非常勤のものとの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第六 議第三十九号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第七 議第四十号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 第八 議第四十一号 五條市企業立地の促進等に係る市税の特別措置条例の一部改正について
- 第九 議第四十二号 五條市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 第十 議第四十三号 五條市介護保険条例の一部改正について
- 第十一 議第四十四号 五條市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第十二 議第四十五号 五條市宮住宅条例の一部改正について
- 第十三 議第四十六号 五條市上水道事業給水条例の一部改正について
- 第十四 議第四十七号 平成二十九年五條市一般会計補正予算（第二号）議定について
- 第十五 議第四十八号 平成二十九年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十六 議第四十九号 平成二十九年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十七 認第一号 平成二十八年五條市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第二号 平成二十八年五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第三号 平成二十八年五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第四号 平成二十八年五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第五号 平成二十八年五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第六号 平成二十八年五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第七号 平成二十八年五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について

- 認第 八号 平成二十八年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 九号 平成二十八年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 十号 平成二十八年度五條市水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	益田	吉田	山口	福塚	岩本	窪本	吉田	宗部	牧野	平岡	養田
龍雄	吉博	雅範	耕司		佳孝		康秀	雅正	清寛	全一	康司

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田好紀
副市長	榎内成吉
教育長	堀内伸起
代表監査委員	竹田和彦
理事	山田和宏
技監	八田祥護
市長公室長	辻田友宏
総務部長	和田剛明
危機管理監	山本修二
すこやか市民部長	竹本勝治
あんしん福祉部長	稲次裕美
産業環境部長	井上昭美
都市整備部長	平田耕一
教育部長	松井和永
西吉野支所長	森川義彦
大塔支所長	泉谷進治
水道局長	松本武士
会計管理者	松本智美
秘書課長	中本賢二
企画政策課長	西久美

事務局職員出席者

財政課長 西本久雄
土地開発公社事務局長 上田幸則
農業委員会事務局長 上垣内盛幸

事務局長 坂口 慎一
事務局次長 井筒 昭則
事務局係長 辰巳 大輔
事務局主任 芳田 佳名
速記者 柳ヶ瀬 五美

午前十時開会

○議長（吉田 正）ただいまから去る一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申し合わせのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、一番養田全康議員の質問を許します。一番養田全康議員。

〔一番 養田全康質問席へ〕

○一番（養田全康）議長から発言の許可をいただきましたので、一番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず初めに大きな一番、ドクターヘリの運用についてであります。

その中の（一）運用回数について。

前回の六月の定例会では五月末現在で八十件あると、その中で今五條市では十一件の出動件数があったというような状態でありませけれども、今現在どのような推移を示しているのか、お願いいたします。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ドクターヘリは、医師が早期に医療介入することによりまして、救命率の向上及び後遺症の軽減による早期の社会復帰を目的といたしまして、今年、三月二十一日に運行が開始されました。

八月末までの出動件数は百六十八件、そのうち五條市への出動件数は二十二件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）五條市で二十二件あったと、また奈良県内ですね、百六十八件というのはね、あったということで、かなりの数でドクターヘリの要請があるんだと、そう思うところでありませけれども、今現在、市内に何箇所のランデブーポイント、着陸場所があるのか、この辺どうですか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在市内には十一箇所の場外離着陸場が指定されております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 六月の一般質問のときに、患者さんの容体によっては救急場所に安全性が確保されたらその場所に着陸するようなことがあるというようなお話もいただいておりますけれども、そういうような現地へ飛んで降りたというようなことはあったかどうか、分かりますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいまの御質問の件でございますが、実際のところより近くに降りるといような部分がございますので、先ほど私、市内二十二件というふうに申し上げましたが、この二十二件につきましては、その中では中央公園が九件、一の木ダムが三件、きすみ広場が二件、宇井造成地におきましては三件、またその他五件ということで二十二件全てにおきまして、より近い災害の発生場所により近いところの場外離着陸場に着陸しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） ただ現場に直接降りたという例はないのですよね、今現在は。この十一箇所の、市内十一箇所があるんですよね。その十一箇所に降りた、でよろしいですね。そんな中ですけれども、地域で割るとどのような形で、数字であるか教えてもらえますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

市内十一箇所の場外離着陸場の指定でございますが、五條地区におきましては六箇所、西吉野地区におきましては三箇所、大塔地区におきましては二箇所というふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）五條地区六、西吉野地区三、大塔地区二というような状態でありませけれども、これね、五條市は広大な面積がありますから、バランス的に大事なのかどうなのかということとは後の議論にさせていただきたいのですけれども、地上サポートが必要な場所は何箇所あるか。地上サポート、散水であったり、そういう部分が必要な場所があると聞いたことがあるのですけれども、この辺必要な場所、この中の十一箇所の中に何箇所あるか分かりますか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在十一箇所の場外離着陸場が指定されておりますが、一の木ダム以外につきましては、基本的に土見のところというふうになりますと、地上サポートが必要という状況でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）一箇所を除いて地上サポートが必要というような状態ではよろしいですか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）十一箇所のうち、私ただいま一の木ダムというキーワードを出しましたが、高野辻のヘリポートにつきましては既にHマークで舗装されておりますので、地上支援と言いますが、散水の部分が必要でない、しかしながら安全管理上のご事情ですので、十一箇所全て場外離着陸場にドクターヘリが降りる場合は散水という意味ではなくて、安全管理上の地上サポートというのは十一箇所全て要するというふうに思われます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）分かりました。その中でね、ドクターヘリ、降りる際にどの程度のスペースがあれば降りれるのか、この辺どうですか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

着陸するには周囲の建物の土地の形状、また送電線の有無とかを考慮する必要がありますでございます。

離着陸に必要なスペースといたしましては、一五メートル四方の平らな空地と、ヘリコプターが着陸する方向と離陸する方向で定められた

距離の中におきまして、高さも含めまして障害物が無いことが前提となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 一五メートル四方があればできるという中で、例えばドクターヘリやったらいいのですけれども、防災上必要な着陸地点であつたりとか、そういう部分で防災ヘリと兼用で使おうとした場合、防災のヘリの方がサイズは大きいと思うのですけれども、その辺の違いって分かりますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ドクターヘリと比べまして、防災ヘリの機体は大きく、離着陸場に関しましては、先ほど申し上げましたドクターヘリ一五メートル四方に對しまして、二〇メートル四方の空地と回転翼のダウンウォッシュエネルギーも大きいことから、より広い空地が必要となるといふふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） そんな中でね、五條で十一箇所指定されておりますけれども、これはドクターヘリまたは防災ヘリ、共に降りれるのかどうか、どうですか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 全てにおきまして、ドクターヘリ、また防災ヘリ両方というふうになつております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 十一箇所はどちらも降りれるというような状態でありまして、先ほどの話に少し戻りますが、地域の距離的なバランスを考へて着陸場所を考へていく必要があると思うんです。今現在見たところ、五條六の西吉野三の大塔二、現在これで十分足りるのか。いろいろ話を聞かせていただくのですけれども、例えば救急搬送があつた場合、ドクターヘリを呼びますか呼びませんかという患者さんに

問い掛けがあるというような話を聞きました。そんな中、いやもうここからの距離だったら先に病院に運んでくれというような患者さんもおられるみたいで、ドクターヘリを待つよりも救急搬送する方が早いと、病院に行く方が早いというような状態もあると聞きます。

そんな中ですね、着陸場所さえしっかりと整備が市内にできておればドクターヘリ、より災害、また怪我の方の近くに降りれるというように考えるのですけれども、この辺五條市として今後、場所の選定、また数の増設、この辺どうですか。どう考えるのか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ドクターヘリは医師が早期に医療介入するという部分の使命がございまして、場外離着陸場が多ければ多いほどより医療介入が早期に果たせるというふうなことがございますので、患者さんの容体によりまして救急現場近く、より近くというふうな部分が確保され、着陸することが必要と思われまます。

より着陸場が必要というふうな認識をしております、現在ももっとも増やしていくというふうなことを考えている状況でございます。

（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） （二）の部分も言ってしまったのですけれども、もっと増やしていくというような中で、今後どれぐらいの期間にどれぐらいの箇所を増やしていく予定があるのか、その辺分かれば教えてください。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、奈良県広域消防組合五條消防署と協議を行いまして、市内の小・中学校を中心に新たな場外離着陸場の指定候補といたしまして、二十箇所、五條地区十六箇所、西吉野地区四箇所につきまして現在調査を依頼しております。今月中に現地調査を行った後、場外離着陸場としての可否の判断をすることになるというふうに向っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 二十箇所増設の予定があると、考えていただけるとのことですね。有り難いのですけれども、その中で大塔地区が入って

いないというような状態にあると思います。特に山岳部においては高エネルギー外傷と言われるような事故が多いと聞きますので、大塔地区に関して今後考えていく必要があるのか、西吉野と五條地区だけの増設で事が足りるのか、この辺りですか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

より多くの離着陸場所の指定という部分が必要であるという認識はしております。ですから今後とも五條消防署とも協議しながらより多くの指定という部分を考えてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） それはちなみに大塔地区も考えていただけるといような答弁でよろしいですか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま申し上げましたとおり、まずは二十箇所を調査してというふうなことになるということで、より多くをとということ、二十箇所までプラスアルファして指定できる場所はないかというふうな調査も含めて今後も協議してまいりたいと考えております。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） まずは二十箇所ですね、その中で大塔地区も考えていただけたら、増設していただかないと範囲は広いですから、山岳部で。

あとそれと、今現在ランデブーポイントが陸地で土見のところが多いと思うんですけれども、そういった例えばコンクリート舗装であったり、アスファルト舗装が適するかどうか分かりませんが、そういったような着陸場所を整備していく、その辺りですか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

離着陸場所の、議員のお述べの部分でございますが、今後におきましてはいろんな意味での場所的なバランスも含めて検討して、協議して調査していくと、そういうふうな状況になるかと思っております。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 土見だけではなくてね、地上支援が少なくてヘリコプターが飛んで来たらずに着陸できるというような整備を検討していただきたいと、そのようにお願いします。

続いて、次の質問に移ります。

二、当市における新規起業家への支援体制についてなんですけれども、（一）新規起業家の過去の実績です、平成二十六年の経済センサス基礎調査で、県内の事業所数は四万九千八百二十三事業所があるという中で、残念なことは、奈良県は県外就業率が二九・九パーセントで全国ワースト一位ということと、全国平均を取りますと八・八二パーセントの中で奈良県は二九・九パーセント、県外で働いている方が多いというような実績になっております。そんな中、五條市において過去数年の中で起業相談であったりとか起業されたとかいうのは、この辺どのような推移を示しているのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

新規起業の過去の実績につきましては、五條市商工会が把握している数字として平成二十五年が一件、平成二十六年が一件、平成二十七年は〇件、平成二十八年度が一件、過去四年間で三件となっております。

奈良県よろず支援拠点で把握している起業数といたしまして、平成二十七年から平成二十九年八月までで三件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 商工会が把握しているのが四年間で三件しかない、またよろず支援拠点で把握しているのが三件しかない、例えば五條市に相談に来られた件数というのはもし分かれば、教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

市に新規起業の相談を受け商工会に橋渡しをした件数として平成二十七年は三件、平成二十八年度は二件となっております。手元の方に平成二十五年、平成二十六年については不明でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 平成二十七年、八年度で五件、そのうち起業されたのが数件ですよね、過去三件ですもんね。それぐらいの数しかないのと、起業者がそれぐらいの数しかないという中で、例えば廃業者数、商売を辞めたというような件数、また全国的に見て奈良県の完全失業率は全国十一位で三・四パーセント失業者がおると、この辺で廃業者数分かりますか。

○議長（吉田 正） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

新規起業の実績は先に答弁したところでございますが、廃業者数につきましては、五條市商工会に届出が出されている数として、平成二十六年一月から平成二十九年八月までの約四年間で、主に小売業、サービス業、建設業を始め九十件となっております。この主な理由として、事業主の高齢化や過疎化による後継者不足が考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） （二）の現状と課題なんですけれども、現状はそのような数になっていると思うのです。残念ながら九十件の廃業があると、年間数件しか起業数がないのに九十件、どんどんどんどん五條市の企業が減っているというような状態であると思うのです。何か手を打たないと五條市のそういう商工業、産業というのは衰退していくのではないのかなと思うのですけれども、今後の課題をどのように捉えておるか、その辺どうですか。

○議長（吉田 正） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

課題といたしまして、起業に向けた支援の状況といたしましては、新規事業・経営相談に対するノウハウの提供及び資金のアドバイスが主なものとなっております。

このような相談は、経営支援を行う専門的な知識が必要であり、市に相談があれば、商工会や奈良県よろず支援拠点への橋渡しを行っているのが現状でございます。

起業数が少ないことに関しては、起業に関する情報不足など支援施策が十分でないことが原因の一つとして考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） まず簡単に商工会や奈良県のよろず支援拠点に橋渡しをしよう、まず五條市の行政として受け止めるべきだと僕は思うのですけれども。

そんな中で、例えば過去のデータというのは、単年、単年でしつかりとって検討されたことがあるのかどうか、その辺分かりますか。

○議長（吉田 正） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、五條市としてそのような施策が十分でないというところが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） そうなんです、起業に関する情報不足と支援施策が十分でなかったという現状があると思うのです。

（三）に入るのですけれども、他市では例えば金利分を補うような施策を打ち出したりとか、そういうような形で企業をサポートしているような行政があると聞くのですけれども、今後、他市がやっているのではなくて当市独自の何かサポート体制というのを構築してあげられないかというのを、考えていかないと、新規事業者等、また五條市で現在経営されているような事業所のサポートになっっていないと考えるのですけれども、今後当市独自の施策をどのように考えるのか、その辺どうですか。

○議長（吉田 正） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

新規事業数に対し圧倒的に廃業数が多いことを踏まえ、五條市で起業を志す方に対し、設備投資や起業間もない時期の運転資金に対する経済的な支援を行うことで、前年度以上の実績となるよう目標値を定め五條市の活性化につながるよう部内で協議をいたしました。

そして、県内の起業家に対する支援状況を調査したところ、奈良市を始め七つ市で創業支援に対する助成を行っており、本市においても五つの支援対策を検討いたしました。

まず、一点目として、創業者への資金融資に対する利子補給等の助成。

二点目として、創業支援に係る市のホームページを充実するとともに、商工会とも連携し情報を広く発信。

三点目として、ホームページ等の情報により年間どれくらいの起業希望があるかアンケート調査を実施し、ニーズを把握。

四点目として、起業に向けたセミナーの開催を検討。

五点目として、各金融機関や公的機関との連携を図り、起業に向けた情報提供ができるよう取組を検討。

以上、五つの事項について、少しでも多くの方が五條市で起業していただけるよう、今後、市の財政状況も鑑みながら、段階的に市独自の起業家への支援体制を実施、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 今おっしゃっていただきました五つの事項について今後はやっていくというような答弁をいただきましたので、大変有り難いなと思えます。

また資金融資に関する利子の補給、これは他市でもやられていて大変好評だというようなお話を聞かせていただきましたので、この辺のところをしっかりとやっていたら、今後例えば移住者であったり、また五條市定住の方でも五條市で商売を始めようとする方の、まず最初の受け皿が五條市であるというようなことになっていくと大変有り難いと思いますので、この件に関しましてはよろしくお願ひしたい、そのように思います。

次の質問に移ります。

大きな三番、当市におけるソフト事業についてであります。

まず一番最初に、保育料についてでありますけれども、前回保育料の無償化を検討していただけないかというようなお願ひを申し上げますが、今現在五條市の保育料は他市と比べてどのような水準になっておるのか、この辺まず教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

保育所の保育料は国が定める水準を限度として市町村が定めることとされております。

本市の保育料は国が定める水準の概ね八〇パーセントを保育料の額としております。

市町村民税の所得割課税額が例えば十六万九千円の場合の本市の保育料は二万五千七百円で、他市の保育料は階層が同一ではありませんが、橋本市二万九千円、大和高田市二万九千円、橿原市二万八千円となっております。

本市の保育料は市外の保育所に入所している子供にも適用されます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

平成二十八年十二月定例会において答弁いたしましたとおり、幼稚園の保育料は保護者の所得に応じて一万円を上限に負担をいただいております。

なお、保育料は、国の基準より低額の設定となっております。また、子ども子育て支援法に該当する市外の施設を利用する場合は、市内の施設を利用する場合と同額の保育料となっております。

他市の保育料は、階層が同一ではありませんが、市民税所得割額十四万四千二百円の場合の保育料は、五條市では七千円、橋本市一万三千六百円、大和高田市五千九百円、橿原市七千五百円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）前回、定例会でお話しいただいた内容と変わっている部分、この辺があれば教えていただけますか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

国が進める平成二十九年年度の幼児教育の段階的無償化の取組により、市町村民税非課税世帯の第二子の保育料の無償化と、市町村民税所得割額七万七千円未満のひとり親世帯等の第一子の保育料の負担が軽減されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

国が進める平成二十九年年度の幼児教育の段階的無償化の取組により、市町村民税非課税世帯の第二子の保育料の無償化と、市町村民税所得割額七万七千円未満のひとり親世帯等の第一子の保育料の二千五百円から二千円に負担が軽減されております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 幼児の教育に無償化というのをお願い申し上げたところだと思っておりますけれども、今現在無償化についての国の取組以外、今おっしゃっていただいた国の補助の国の取組以外に、五條市としての単独の何か施策を行っておるか、この辺りですか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在のところ本市独自の制度はない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

幼稚園の保育料につきましても、国の制度に沿った形で進めておりますので、本市独自の制度はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 前回、質問させていただいたときに、検討するということのようなお話であったと思いますが、それから部内で何かしらのお話がいただけたことがあるかどうか、この辺りですか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

部内の方で教育委員会と一緒に検討はさせていただきましたが、財源が伴うことですので現在のところ実施できていない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 検討を、会議はしていただいたというようなことでよろしいですかね。ですが、財源が伴うからすぐにはできませんよというところですかね。

他市町村では人口減少を食い止めるのに何をするかということで、子育て世代へのサポートをすることで人口減少を食い止めているような市町村が数多くある中で、また他市と違うところを出すことによって実績が上がっているというような市町村が数多くある。

例えば三重県鳥羽市では第二子以降は無料とか、和歌山県北山村ですか、村内の移住者は村が負担すると、または兵庫県相生市では市立の幼稚園に通う園児は無料であるとか、そのような独自の支援策をされているようなところがあると聞くのですけれども、五條市も今後、国が保育料の無償化を行う前に、市独自でおかないと無償化になったら人は動いてくれませんか、市独自ですることによって他市町村からの移住を見込めるのではないのかなと、そのように考えるのですけれども、今後五條市、どのように考えていくか教えてください。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、保育料の無償化には新たな財源の確保が必要となります。厳しい本市の財政状況を鑑みまして、国で財源の確保が行われ幼児教育の無償化が進むことが望ましいというのが、本市の基本的な考え方です。

今後国や関係市町村の動向を注視しながら、全国市長会などを通じて幼児教育の無償化の早期実現に向けて働き掛けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 国がお金を出してやってしまうとね、人は動かないと思います。

今後、五條市独自の財源で無償化をすることによって人口増加が見込めるのであれば、しっかりと議論を重ねて考えていくべき必要があると申し上げまして、次の質問に移ります。

（二）のシングルマザーについてなんですけれども、多分平成二十三年度に行われた全国母子世帯調査というのが、多分国が行った国勢調査で一番近々のものがこれだと思うのです。平成二十三年度だと思います。このときに、母子が百二十三・八万人、父子で二十二・三万人と

というような世帯数になっていると、また近年増加しておりまして、平成十年から二十三年までですから十三年間ですか、この間に母子は二十万世帯、父子は六万世帯で増加しているというような状態であるようです。

また奈良県においても、総人口数は減少しておりますが、世帯数が増加しているということは、核家族化とひとり親世帯の増加が奈良県でも見てとれるようです、今現在、五條市において母子・父子、その辺の数は増えておるのか、どのような状態ですか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

母子・父子家庭に支給されます児童扶養手当の認定者数から申し上げますと、平成二十七年四月現在は三百四十一人、平成二十八年同月現在三百三十九人、平成二十九年同月現在三百二十五人が認定されており、児童扶養手当の認定者数に限って見ますと、減少傾向にございます。以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 児童福祉手当をもらっている方は減少傾向だということですね。五條市においては。

例えばきちつと五條市においてシングルマザー・シングルファーザー、母子・父子ですね、の実態調査、数の調査というのをされたことがあるかどうか、この辺りですか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

実態調査につきましては、実施していない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 数が分かっていないということだと思っておりますけれども、しっかりと数の把握をしていかないと、今後できるであろう施策も変わってくると思いますので、その辺のことをよろしくお願いしたいのですけれども、例えばシングルマザーやシングルファーザーのように一人でお子さんを育てているというところのサポート、その辺のサポート体制が五條市はどうなっているかというのをお聞きしたいのですが、今現在、市独自に、他市と比べて市独自でやっているような施策があるのかどうか、この辺りですか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

本市におけるひとり親世帯への支援につきまして、他市にない独自の取組はない状況でございます。

現在は県の関係機関や福祉団体、民生・児童委員、社会福祉協議会等の関係団体と連携して、就業支援や子育て支援等に取り組んでいる状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）本市にはないということで、各種団体とは連携しながら今現在行っていただけのことですね、そんな中、例えばひとり親世帯の所得、全国的にひとり親世帯の所得は大変厳しいものであるというようなデータが出ているような話ですけれども、五條市において母子・父子の所得の把握、この辺でできておるかどうか、どうですか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

本市独自では所得の調査というのは行っていない状況でございますが、奈良県が定期的に調査を行ってくれております。直近では、平成二十六年に実態検査しております。その結果を確認させていただいた中では、五條市に限らず奈良県内ということなんですけれども、ひとり親家庭等の父・母の九割が就労はしているものの、年収が二百万円未満の世帯が全体の五一・一パーセントを占めているというような結果をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）九割が働いてはくれていますが、しかしながら所得が二百万円以下と、そこが五一・一パーセントあるというような状態ですね。例えば、母子・父子で所得が低い、例えば塾にも行けないとかそういった部分でね、学業に関してもそういうデータが出ているみたいで、母子家庭の子供の学力というのが大変厳しい状態になっていると、その辺をしっかりとサポートしてあげないとだめなんじゃないのかなというようなデータがあるようですけれども、今後五條市でそういった子供たちに対してのサポート、こういうところができないかどうか、こ

の辺りですか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ひとり親家庭の方々への教育関係の支援につきましては、県の方の制度にはなるのですけれども、就学資金ですとかの貸付という部分ではあるのですが、塾の費用ですとかの方は今現在のところそういうサポートについてはない状況でございます。

今後、ひとり親家庭等の子供たちの学費に関する独自の支援を整備していくためには、また新たな財源の確保が問題となりますことから、近隣市町村の取組状況などを検証していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）例えば、島根県で行ってる事業なんですけれども、母子・父子の移住者に対して県外からの条件がありますけれども、島根県の浜田市です。県外からの移住であるとか高校生以下の子供がいる母子・父子であるとか、その方は市内の介護事業所で働いてくださいというような条件が付くようなんですけれども、月額十五万以上保証しますと、養育費が三万円補助を出します。家賃補助金最大二万円出しますよと、引越し費用三十万円補助します。一年間そこで勤務をしっかりと勤めてくれたら最大百万円というような人口増加に向けての取組もあるようです。

今後五條市においてここまでとは言いませんけれども、何かシングルマザー・シングルファザーに対しての助成を検討していただきたいと、そのように思うんですけれども、その辺りですか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今現在ある制度も周知が不足しているという部分もございますので、まず現在ある制度をしっかりと周知させていただいて、その次の段階として何かサポートできることがないかどうかにつきましては、また検証してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）しっかりと揉んでいただきたいと思えます。

続いて、（三）高齢者についてなんですけれども、現在の五條市の高齢者の現状、高齢化率であったりとか、その辺どのような推移を示しておりますか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

本市における六十五歳以上の高齢者は平成二十九年四月一日現在、人口三万一千七百九人中、一万八百六十五人で、高齢化率は三四・二六パーセントとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）高齢者率が三四・二六パーセント、これは他市町村と比べて五條市の現状、分かりますか。どのようなランキングでおるか、分かれば教えてください。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

県内でのランクの資料は持っておりません。申し訳ありません。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）五條市における高齢者の支援ですよね、どのようなサービスが今現在五條市では展開されておるのか、この辺を教えてください。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

高齢者に対する支援につきましては、国の施策である介護保険制度において高齢者が要介護状態になった場合に特別養護老人ホームや老人保健施設といった施設サービスを始めホームヘルプサービスやデイサービスといった在宅サービスがあります。

また要介護状態ではないけれども、何らかの支援が必要な高齢者については市の一般施策として配食サービスや軽度生活援助といった生活支援事業、緊急通報装置貸与や救急医療情報キットの配布といった見守り支援事業、紙おむつの支給といった家族介護支援事業などの在宅サービスを行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 今おっしゃられた中でね、五條市独自の施策というのが展開されているのか、その辺りですか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

本市において他市町村にはない独自のサービスというものはありません。

一方で介護保険制度における全国一律の介護予防給付サービスであったホームヘルプサービスやデイサービスを市町村の実情に応じて提供できる介護予防・日常生活支援総合事業が創設されております。

本市においては平成二十九年四月から人員基準を緩和した訪問型サービスAや、通所型サービスAを実施しています。今後もこの事業を活用して地域の実情に応じた独自の生活支援サービスができるよう検証してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 高齢者についても独自で行っているようなことはないのですよね。そんな中、前回、僕、御提案させていただいたのですけれども、介護タクシー、あれからどのように検討していただいたのか、その辺り教えてください。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

六月の議会で、「他市町村の状況を調べて検証させていただきます。」というふうに回答させていただきました。

県内の十二市の事業の実施状況を確認させていただきましたところ、実施している市は現在のところはない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 現在ないと思います。ない中でね、他市とは五條市はちよつと状況が違ふと思います。前回も申し上げましたけれども、五條病院を南奈良総合医療センターに移したのは五條市やと僕思うんです。そんな中でね、今まで五條病院までの介護タクシーは定額で行けたわけですわ。それが今プラスアルファの料金が発生しているのです。御存じだと思いますけれども、この辺ね、五條市が行けと言ったんですから、そこは補助してあげるべきだと考えるのですけれども、この辺どうですか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおり、五條市独自の状況というのはあるかと思ひます。そこは認識しております
以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 今現在、五條市はそうなつてしまつてゐるんですよ、五條病院を南奈良総合医療センターに移して診療科が少なくなりましたから、南奈良総合医療センターに行かざるを得ない、介護タクシーを御利用される方つてお体の不自由な方だと認識するのですけれども、その方に例へばバス乗つて行けつて、多分無理な話だと思ひます。バス乗つて行けるんやつたら行かれると思ひます。そこは五條市が責任を持つて今後検討していただきたい、そのようにお願ひ申し上げます、次の質問に移ります。

（四） 障害者についてなんですけれども、今現在、五條市で障害者手帳をお持ちの方、どれぐらいの数字があるか教えてください。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十九年八月三十一日現在で身体障害者手帳をお持ちの方は一級から六級までで一千六百七十七人、療育手帳をお持ちの方がA B合わせて二百八十六人、また精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が一級から三級まで合わせて二百三人おられます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 障害をお持ちの方、今現在、過去を見て増えていつておるのか、それとも減少傾向にあるのか、この辺どうですか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

まず身体障害者手帳をお持ちの方が過去三年間で、平成二十六年度は一千七百四十七名、平成二十七年年度は一千六百九十八名、平成二十八年年度は三月現在にはなるのですけれども一千六百八十七名で、減少傾向にございます。

療育手帳をお持ちの方につきましても、各年度三月三十一日現在ではございますが、平成二十六年度は三百十一、平成二十七年年度が二百七十八、平成二十八年度が二百八十二、こちらの方は横ばいの状況かと思えます。

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は平成二十六年が百七十一、平成二十七年が百七十五、平成二十八年が百九十九でこちらは増加傾向にございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）現状として横ばいの部分とあとは増加傾向の部分とあるということなんですけれども、今五條市で障害者において五條市独自の施策でサポートしている部分、五條市はこれをやっていますと言えるような部分があるのかなのか、その辺どうですか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

障害者福祉施策といたしまして、財源が市のみで行っている事業はございますが、同様の事業は他市でも実施しているものであり、五條市のみが単独で実施しているものというのは現在のところ障害者福祉施策につきましてもない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）まず一つとして、障害者の雇用という部分で五條市は門扉を広げてくれたのではないのかなというところがあるのですけれども、今年度の五條市における障害者雇用の現状はどのようになっておるのか教えてください。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十八年度に身体障害者の職員採用試験の募集を行いました。が応募はございませんでした。

今年度実施の職員採用試験では、満十八歳から三十五歳までを受験資格として、身体障害者一名を募集したところ、二名の応募があり九月十七日に一次試験を行う予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 今までなかった身体障害者の募集ですね、が二名募集に応募してくれたというようなことで、大変有り難いと思うのですけれども。

知的障害に関しまして、今後どのように考えているのか、過去にあったと思うんです。今後どのような形になっていくのがどうですか。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

知的障害者の方の募集につきましては、本年一名を採用しております。その方の、今後勤務の状態や課題等の検証を行い、五條市職員採用試験委員会で決定していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） お願いしたいのは、今後そういう身体であっても知的であっても障害をお持ちの方に対して五條市は雇用するというような姿勢を忘れることなくしていただきたいなど、そのようにお願いしたいのと。

あと例えば、茨城県と茨城労働局ですか、が共同で「障害者雇用促進すっぺPRキャンペーン」というのをやったと、これは何かと違いますとね、障害者雇用の未達成企業を訪問する、その雇用の周知であったり実施をお願いするというような、一箇月間で百九社を訪問してお願いに回ったというようなことがあるようです。

現在、例えば五條市がそういう障害者雇用に対して五條市の大手企業に働き掛けを行ったというようなことはあるのかなのか、その辺分かりますか。

問

（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 多分僕が聞いた限りないと思うんですよ。企業に対して五條市が出向いてそういう今現在の五條市の障害者の現状であるとか、雇用に対しての願いはしたことないと思います。

今後、五條市も今現在こうして頑張るんだというような姿勢を示せたんですから、五條市の大手企業に対してもこういうお願いに回っていただけたら有り難いなどお願い申し上げます。

最後に、総括いたしましたして、僕が今質問させていただきました四つの事業に対しても全てにおいて五條市独自の施策がないというような状態でありました。この現状を踏まえて、市長にちよつと質問させていただきたいのですけれども、五條のハードの事業も大事なのはすごくよく分かりますけれども、ソフト事業に対して今後五條市はどのように考えていかれるのか、市長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 一番養田議員の質問にお答え申し上げます。

当市におけるソフト事業についてということ、ソフト面に関してですけれども、るる担当部長の方から説明をしていただきました。大変財政状況の厳しい中でやりくりをしながら今後すべきことはきちつとやっていくということ、ただ県にもまた国の制度においてもやっていくべきこと、先ほどからお話しあったように少しでも早く五條市独自の考え方でやっていくということも、当然したいということもあります。いろんな他市のところでもそういうところを先進的にやっているところもあります。多分そういうところは財政状況がいい部分だという状況だと私は思っています。ただ財政状況が悪いからといってそれをおろそかにすることではなくて、その辺は全体的な流れの中でやるべきことはきちつとやっていく。

それともう一つは、先ほどから私思っていたのですけれども、子供たち、特に幼児の教育にしてもまた保育料にしても、それだけで私は五條市の人口減少は食い止められない、いろんな面でトータル的にやっていかなければ、その一つとしては当然そういう意向の一つもあると思いますけれども、総合的な判断をしながら全庁挙げてその辺の全体的な計画を持って厳しい状況の中でやるべきことはきちつと前向きな形でやっていく、そういう考え方で今後進めてまいりたいとそういうふうに思っています。

以上です。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 答弁いただきましたけれども、できることならば五條市の目玉の施策をソフト事業面で作っていただきたいとそういうようお願いをしまして、僕の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（吉田 正） 以上で一番養田全康議員の質問を終わります。

次に、八番福塚 実議員の質問を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実） それでは議長の発言の許可をいただきましたので質問をさせていただきます。

まず一番に五條市学校適正化について、二番に新庁舎建設について、三番に京奈和自動車道に伴う五條市の取組について質問させていただきます。

それでは一番の五條市学校適正化について。

（一）スケジュールについて質問させていただきます。八月で五條市校区地域説明会を終えていると思いますが、どのような現状で進めていくのか、お答えください。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市学校適正化基本計画策定の時期を平成二十八年度末から一年間延期し、市民の皆様から貴重な御意見をお聞きしながら理解を深めていただくための期間を設けさせていただきました。このため、本年一月から四月に掛けて、保護者を対象とした「五條市学校適正化に関する意見交換会」を十二回開催し、また、本年七月から八月に掛けて、地域住民・保護者を対象とした、五條市学校適正化に関する意見交換会を九回開催いたしました。

この後、市民・保護者の皆様からいただきました貴重な御意見等を集約し、検討を行い、年度内に「五條市学校適正化基本計画」として、市民の皆様にお示しする予定で考えております。

今後のスケジュールに関しましては、原則として第一段階では複式学級が設置されている小学校、単学級の中学校の統合、第二段階では児童・生徒数の推移から一定基準を下回る学校を対象に統合し、第三段階で六年後の平成三十五年度をめどに、二中学校・四小学校の二つの学園で小・中一貫教育としてスタートする予定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）そういうふうに平成三十五年度から今の説明会等の要望等を組み入れた中で検討して段階的に進んで行くということなんですけれども、地域の方々から阪合部地域におかれましても要望書等もたくさん寄せられたと思います。その中で、説明会での意見に対しても教育委員会としては真摯に受け止め、地域や保護者に不安や心配を軽減できるように取り組んでいただきたい、今の段階では保護者・地域の理解はできていないと思うんですね、余り。よく聞かされるのですけれども、地域の方々や御父兄方からは納得というより、理解というより、半ばあきらめて納得しているのが現状なのかなと、私は体感的にそう考えるのですけれども。その辺を教育委員会が深く認識し、スムーズかつ地域・保護者の不安や負担を極力軽減しながら取り組んでいただきたいと思うのですけれども。要望書にもあったのですけれども、保護者の意見、その中身について真摯に取り組んでくれると思うのですけれども、どの部分で反映できるのか、お答えいただけますか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

八月に意見交換会が終了しておりますので、ただいま意見の分析であるとか考察をしているところでございます。それを踏まえまして、適正化基本計画を作成してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）できるだけ保護者の意見、地域の意見を聴きながら取り組んでいただきたいと思っております。

それでは二番の児童・生徒の送迎について質問させていただきます。地域によっては児童・生徒の朝夕の送迎が保護者によっては大きな課題だと思っておりますが、その辺のシミュレーションなどを含め段階的に進めていく必要と考えますが、どのような取組方を考えているのかお答えください。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

過去の経緯から現在、西吉野小・中学校ではスクールバスを運行しております。

また、阪合部小学校については、一部の地域の児童がタクシーで通学しております。

今後、学校適正化で統合される学校まで、通学距離が小学校は三キロメートル、中学校は六キロメートルを基準として、スクールバスを運行する予定をしております。

運行コースにつきましては、幹線道路を中心に児童・生徒数と地域の状況を見ながら設定してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）送迎バスになるのか、タクシーなのか、その辺はちょっと分からないのですけれども、個々の意見、五條市においては集中、田園とかエルベタウンとかは密集地であって子供が集中的に送迎とかもスムーズにいくと思うのですけれども、中山間地域におかれましては、やはり点在した家があると、そこに子供が数人おられるという形の中で、どのようなルートで進めていくのか、遠回りになったり思うのですけれども、地元阪合部におきましては今徒歩で子供たちが通っているのですけれども、これが統合されて五條小学校に行くとなるとかなりの距離になる。それと山陰地域、中山間地域と平地とでは送迎の手法が変わってくると思うんですね。その辺もしっかりとシミュレーションするなりしていただきたいと、それでなければなかなか保護者の方は、どうして送って行ったらいいのやらと不安が募るばかりで、その辺の説明をどのような段階でしていただくのか、まあ早い段階でしていただきたいのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えをさせていただきます。

スクールバスの運行につきましては、今後統合校間で設置する予定をしております。学校統合協議会の中でも御意見をいただきましたと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）送迎についてはね、父兄が学校まで自分らが送らんのか、それとも市でちゃんと対応していただけるのかというのがやはり大きな問題になるのですね。朝、子供を送り出す、そして自分も仕事に行くという、共働きの家庭が多い中で、やはり家庭に負担を掛けないように何とかその辺も考慮して、その考慮した中身をまた父兄に早期に説明できるように形にさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いしておきます。

次に、三番のクラブ活動の運営について質問させていただきます。

最近、クラブ活動を合同で行っているのをよく見受けるのですが、このような状況で父兄や保護者の方々から少し話を聞かされるのですけれども、チームプレイや合同で行う演奏会等でも先生の指導方針の連携やまたチームプレイが必要となるクラブ活動におきましては、大変不安視する声があるのですね。学校適正化を行えば、このような問題は解決するかもしれませんが、適正化が完了するまでの間のクラブ活動の充実をどのように取り組んでいけるのか少しお聞きさせていただきます。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

現在、市内中学校では野球部で一チーム、サッカー部で一チームが合同で活動しております。三年生の引退や新一年生の加入により、部員数が増減するため、合同チームの編成については流動的になっているのが現状です。

練習については、休日や祝日を中心に、練習校となっている中学校へ自転車移動したり、保険に加入の上、教員が送迎したりしています。帰りは保護者が迎えに来るケースもあります。

公式の試合については、移動の利便性から、市や学校教育課のマイクロバス、又はスクールバスの特別運行を利用できるようにしています。ただし、平常時の練習の送迎については、現状としては、利用は困難と考えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）土日やったら送迎を先生等がしてくれて有り難いのですけれども、父兄から私もどないかならんのかと言われたんですけども、やはり平時の練習の課題であったり、学校の先生にも直接聞かせていただいたのですけれども、やはり先生が各中学校で練習方針、指導方針が違ったりするいう中で、その辺の連携、先生の連携というのね、指導方針というのか、そういうのも大変重要になってくると思う

んですね。その辺を何とか学校適正化にする前に、というか完了するまでの間、子供たちにスポーツの充実、クラブ活動の充実ということな
んですけれども、チームプレイができればやはり子供たちのスポーツ向上につながる、そして意欲の向上にもつながるという中で、学校適正
化を進めていく段階の中で、しっかりと教育委員会、学校との連携を取っていただいて、そして教師の意見を聴きながら、土日の練習だけで
事足りるのかというのは大変疑問視するんですね。父兄の方々も自分とところの子供に対して土日だけの練習で果たしてちゃんとしたプレイが
できているのかというのが疑問視されているのですけれども、その辺についてどう思いますか。

学校適正化が完了するまでの間、やはりちゃんとした対応を教育委員会として考えなければいけないと思うのですけれども、進めていく中
でね、その辺どう思いますか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

練習につきましては、先ほど申しましたように平日は各学校で練習をしておると、休日についてはそれぞれが一箇所に集まってしていると
いうような現状でございます。

教育委員会としましても、平時の送り迎えにつきましては、現状では困難ではなからうかと、そのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）困難なのは私も現状はよく分かるのですね、送迎が困難であれば先生の指導方針の徹底とか連携とか、教師同士が連携を取
って試合等にちゃんと挑めるように、負担なくできるようにしていただきたいと思うのですけれども、その辺教育長、どう考えているのか教
えてもらえますか。

○議長（吉田 正）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

今学校で行われている部活動について御質問いただいたわけでありまして、教員の方、一緒にやるということになれば統一した指導
方針というのは御指摘のように必要だというように思っています。こういった点では、学校の方もかなり打ち合わせもしながら進めていただ
いているわけでありまして。今後より充実した中身となるように、教育委員会の方でもまた先生方の意見を聴きながら考えてまいりたいとい

うように思っています。

それから、平常時の部活動に関する道中の課題ですが、部長の方からお答えしたとおりであります。例えば公式の試合のときにはマイクロスバスを使ったりしております。その辺のところでは問題がないかの検証は行いたいと思います。ここ一、二年の時点で合同チームが増えてきたという経緯がありますので、何か工夫ができないか検討したいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）やはり現状をしっかりと受け止めて、できることはしていただきたい、工夫をしていただきたいということですね。そのクラブ活動においては、その辺、またよろしくお願いしておきます。

続きまして、二番の新庁舎建設について質問させていただきます。

それでは（一）の規模について質問させていただきます。

以前の庁舎の説明から委員会などで指摘され、コストや構造、より安全で快適な新庁舎の概要を説明していただけますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答えします。

新庁舎の規模につきましては、基本設計において検討しているところでございます。

当初、基本計画時点では、全体の延べ床面積を一〇、三〇〇平方メートルとしていましたが、建設コスト等についての精査や、市と県で会議室等の共同利用できる部分を協議した結果、現在のところ、延べ床面積については市庁舎部分で八〇〇平米を縮減として約九五〇平方メートルで検討を進めております。

また、建物位置につきましては、基本計画時点から種々検討を重ねた結果、建設敷地の「北側」とし、形状についてはできるだけコスト縮減につながる「整形」とした建物で計画を進めているところです。

階数については「三階建て」としています。

構造については、将来にわたりより安全で大地震時の初動体制が迅速に着手できる「免震構造」を採用することとし、検討を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

……すみません、ただいまのところ、縮減として約九五〇と説明したところ九、五〇〇平米でした。申し上げございませんでした。

(「八番」の声あり)

○議長(吉田 正) 八番福塚 実議員。

○八番(福塚 実) せっかく指摘しようと思ったのに残念でした。(笑声)

この免震構造というのは、熊本の大地震であったりそういうのが事例になって、免震構造を採用するようになったと聞かされているのですが、やはりあの地域に、旧五條高校跡地に関しましては、あの周辺の方々も災害時に市庁舎に避難してくることを考え想定しますと、やはりより安全でより快適な建物が必要だと考えます。その時点では免震構造は大変いいことかなと思います。ただフロア等の部分にしましてはより広く市民が活用できるような、避難所に来られた方、避難された方がお年寄り等に限りましては部屋の中でちゃんとケアできるようになスペースも必要かなと思います。よく被災地で、駐車場等でテントを張ったり車の中でおったりする方々もよくテレビで見掛けるのですけれども、やはりお年寄りや身体に障害がある方々は建物の中でちゃんと避難できるような状況を作っていたきたい。

その中で、新庁舎建設にいたしましては、フロア部分に関してはより大きなスペースが必要ではないかなと思います。その辺について少しどう考えるのか聞かせてもらえますか。

○議長(吉田 正) 平田都市整備部長。

○都市整備部長(平田耕一) 八番福塚議員の御質問にお答えします。

災害時におきましては、一階フロア部分の廊下に当たる部分を広く取り、そこに一時避難の方に入っていくように考えています。

以上、答弁とさせていただきます。(「八番」の声あり)

○議長(吉田 正) 八番福塚 実議員。

○八番(福塚 実) 広く取っていただけ、当初災害があったときにどれぐらいの方が避難するのかわかなく想像できないと思うのですけれども、やはりそういうのもシミュレーションして、想定した中での構造づくりというのを検討していただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願っておきます。

それでは、(二)の周辺地域の道路整備について質問させていただきます。

新庁舎建設は行政サイドも御存じのとおり付帯決議のもと、議員が賛同して現在に至っています。この新庁舎建設は場所や規模等も含め周辺道路整備が大きな課題であり、この課題を明確にクリアしなければ市民生活に大きな負担を掛けるように思われます。また新庁舎建設の工事に係る道路整備、完成後の速やかな道路整備に着手できるような現段階で明確に市民に説明会等で説明できるようにしていただきたいのですけれども、今の行政側はどうしているのか、お答えをもらえますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

新庁舎の周辺地域の道路整備の進捗について、御説明申し上げます。

まず旧岡中線でございますが、改良工事を実施するに当たり、上水道の仮設工事が七月に、ガスパの仮設工事が八月中に完了しております。現在、下水道管の布設工事に着手しておりますが、その工事が十一月完了、その後、上水道管の本復旧工事が平成三十年二月に完了、ガスパの本復旧工事が三月中に完了予定となっております、本路線の暫定拡幅工事は平成三十年三月中旬に着手する予定といたしております。

次に、岡口三号線ですが、現在、権利者十四件全員の方に道路計画についての説明が終わっておりますが、さらに説明を重ね事業に対し御協力が得られるよう努力してまいります。

これまでの議会で答弁させていただいたとおり、まず旧岡中線、岡口三号線の財源を確保し、確実に進めていく必要があります。後の検討路線となっております須恵一号線及び国道三一〇号からのアプローチ道路については、市の財政状況も踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）説明会等、やっていただいているということですが、新庁舎建設におきましては道路の問題が一番問題なんですよ。私らよく市民から聞かされるのが、あそこに建ててどうするの、進入路どうするの、工事車両どうするのという不安も聞かれます。またその周辺地域、新庁舎周辺道路の方々なんですけれども、一回説明に来た限りでそれから一回も来ていないと、どういふふうに進捗しているのかという不安の声が大変大きいんですね。その辺もしつかりクリアして行って、市民に負担のないような形で進めて行っていただきたいと思うのですけれども、説明会等も行っていただけないことなんで、大変有り難いと思うんですけれども、その辺もよろしく願っておきま

す。

次に、三番の地域住民の協力について質問させていただきます。

地域住民の協力というのは、新庁舎の工事車両の進入路とか様々な問題があるのですけれども、新庁舎建設期間中の工事車両の騒音・振動・歩行者の安全確保など、大変な問題や課題が住民の納得と理解を最優先にしながら取り組んでいかなければならないと思うのです。また委員会などで示されたスケジュールにも大変疑問を感じるのですけれども、用地交渉なども含め期間内に早急に取り組んでいけるのか少し答えてもらえますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

工事期間中、須恵四号線を工事用進入路としていることから、地元自治会長等と調整し、地元の皆様が心配しているところや道路の傷んでいるところ等の確認を行い、検証を行いたいと考えております。その後、九月下旬を目途に説明会を実施したいと考えております。

現在の作業としては、大型車両の通行に際し、舗装等の耐久性について調査中であり、九月中に解析が出てまいります。また、本陣交差点の信号現示については警察と協議を行い、調整を申し入れていくところです。現在、試験的に五秒の延長として運用していただいているところではあります。工事の中の本陣交差点の信号に関しては、警察と調整してまいります。

また、八月二十四日に地元沿線の住民の皆様から、現在は一部の自治会ではございますが、環境保全対策委員会組織が設置されたことにより、説明会の開催方法等について調整してまいりたいと考えております。

今後は、安全対策等の道路環境の調査を行った後、振動対策、通学路や歩行者の安全対策、交通誘導員の配置、工事車両の誘導計画、工事車両の運搬計画や通行時間制限や最大の通行台数などについて地元の皆様と協議し、御意見をいただきながら協力と理解を得て進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）協力を得ながら、理解を求めながらというのですけれども、これね、本陣交差点から工事車両が進入することですか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答えします。

紀陽銀行横の須恵四号線というところから入って行く予定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）やはり本陣交差点というのは、京奈和自動車道のインターチェンジにも直結しておりますし、野原側、また南、阪合部、北宇智からの一番の五條市の中心の本陣交差点、あの中から工事車両が通行しながら工事に入るということは、大変地元住民、またそして地元住民以外の交通渋滞、また安全性の部分に関しましては大変問題になると思うのですけれども、その辺はちゃんとクリアできるのですか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答えします。

先ほど答弁の中になりました、地元から出されました環境保全対策委員の方といろいろな協議をいたしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）環境保全対策委員という方々なんですかね、その方々がどういう方々かちよつと分からないのですけれども、地元の方々が中心となると思うのですけれども、しっかりと話を詰めて、そしてこの九月下旬をめどに説明会を行うというような中で、説明会の中でもきちっとした形で進ませるようによくお願いしておきます。

続きまして、三番の京奈和自動車道に伴う五條市の取組について質問させていただきます。

（一）のまちづくり連携協定との関連について質問させていただきます。

京奈和自動車道の御所区間が八月十九日に開通しましたが、確かに檀原方面へのアクセスが便利になりました。五條市においてはまちづくり連携協定はどのように進めていくのかお聞かせください。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

まちづくり連携協定とは、県と市が包括協定、基本構想の策定、基本協定、基本計画の策定、個別協定を段階的に進めていき、まちづくりを推進していくものです。具体的には、まちづくりとして連携する地区についてコンセプトや将来像、基本となる取組について県と合意できれば、包括協定を締結して、協働で地区のまちづくり基本構想を策定します。

次に、まちづくりの方針について県と合意できれば、地区ごとに基本協定を締結し、各事業の具体的な内容、事業手法、事業主体を決定しまちづくりの基本計画を策定します。

次に、まちづくりの各事業のうち、市が主体となる事業に対して、県が財政支援する事業や負担額について合意できれば、事業ごとに個別協定を締結します。

五條市では、五條中心市街地地区と五條病院周辺地区において、平成二十七年二月二十日に包括協定をし、平成二十八年二月二十二日基本協定を締結しました。

また、平成二十九年七月二十一日の包括協定に五條西地区を追加したところです。

現在は、五條中心市街地地区の基本計画公表に向け作業を行っており、基本計画策定後は、基本計画に記載された事業について県の合意を得られたものについて、個別協定を締結してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）まちづくり連携協定というのは包括協定をして、それから基本構想をして、それから基本協定をして基本計画をして、それから個別協定と五つの段階があるということですね。この五つの段階を考えたものすごく時間と労力が掛かると思うのですけれども、その辺についてちよつとよく分からないのですけれども、県との合意を得られたものについてから個別協定をしていくことなんですね。その県との合意、今五條市中心市街地の基本計画の公表に向けて作業を行っているというのですけれども、五條市中心市街地地区というのはどの辺を指しているのか、教えてもらえますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答えします。

中心市街地と言いますのは、五條インターチェンジ、それから新庁舎建設地、JR五条駅、JR大和二見駅など市街地を中心にした部分で

ございます。あと五條病院周辺地区につきましては、文字どおり五條病院周辺の地区となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）以前にもこういうような話、西地区が入って阪合部等でも説明会が行われたのですけれども、やはりなかなかこの包括協定、基本構想、基本協定、基本計画、個別協定とこの五つの段階を踏まえた中で、なかなか地元の説明するというのは難しいと思うのですけれども、京奈和自動車道が通るにおいてやはり地域の活性化というのものはものすごく皆さんの期待するところでございますので、よろしく願いしておきます。

続いて二番の地域活性化について。

京奈和自動車道が通って五條市はますます孤立するのではないかと、ただの通過点になるのではないかと数多くの市民から聞かされます。

また私も、この京奈和自動車道御所区間の開通式に行かせていただきまして、SNSを通じて示させていただいたのですけれども、その中でもよく聞かされたのが通過点になってしまうのではないかと、五條市から出ていくのが便利になって入って来るものが何もないのではないかとよく言われるのですけれども、その辺についてどのように考えているのか、まずそれをお答えください。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答えします。

平成二十九年八月十九日に京奈和自動車道の五條道路と大和御所道路の区間が開通し、五條市と大阪・奈良・和歌山と南和地域を結ぶ結節点としての役割は強まり、五條インターチェンジ周辺を中南和・五條の玄関ロゾーンと位置付けて、現在、基本計画の素案の作成に取り組んでいるところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）素案を作っているというのですけれども、いまだに具体的な素案もなく進んでいるということなんです。これは私からしたら、市民の方々からこれは行政の怠慢ではないかと言われたこともございます。お宅ら、市議員さんから高速道路開通するの知らなかったのかと、まだそういう具体的なことを何も示されていないのですかと。

また、このような京奈和自動車道、五條中心市街地地区のことを議会でも取り上げられたことがありました。そのときに五條市には、道の駅についてでもオンリーワンのものを考えているということでした。そのオンリーワンとは、道の駅も含め五條市の求めるオンリーワンというのほどのようなものなのか、お答えをもらえますか。

○議長（吉田 正） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 八番福塚議員の御質問にお答えします。

現在、五條インター周辺の道の駅地域振興施設の整備について検討しているところではございますが、先ほど答弁させていただいたように、ただいま基本計画の素案を策定しているところであり、その中で全国の道の駅の実例を集め、良いところはどこが良いのか、悪いところはどこが悪かったのかというところを今検証しているところです。

その基本計画素案をまとめた段階で、ワーキンググループとしまして有識者を含めそこで検討していき、五條市のオンリーワンを目指していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 各道の駅を検証するというのは、これは以前からできたことなんです。だから私も、「お宅ら怠慢ちがうの、ちゃんとしてくれているのか。」とクレームも言われるのですけれども、やはり市民の求める地域活性化、西地区も含めて、また五條市西地区というのも入っているのですけれども、その辺も踏まえて真摯に、早急に、しっかりと取り組んでいただきたいと思うのですけれども、その辺どうかよろしく願っておきます。

その素案が出た時点で、議会等で報告していただけること、早急に取り組んでいただけることを期待いたしまして、福塚 実の一般質問を終らせていただきます。

○議長（吉田 正） 以上で八番福塚 実議員の質問を終わります。

昼食のため、十三時まで休憩いたします。

午前十一時三十六分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

次に、三番牧野雅一議員の質問を許します。三番牧野雅一議員。

〔三番 牧野雅一質問席へ〕

○三番（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。その前に去る平成二十六年度奈良県消防組合議会において監査委員を仰せ付かりましたが、当時の組合はできて間もなく様々な面で諸事情が重なり任期を残り辞任させていただいたことを道義的に御報告させていただく配慮に欠けていたことを、この場をお借りしまして御報告並びにお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは改めまして、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

まず一つ目、大塔町の復興・振興の進捗についてでございます。

改めまして、平成二十三年九月の紀伊半島大水害によって被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、尊い生命を失われた方々の御冥福と、平成二十九年六月三十日に一名の方が発見されましたが、なお安否確認ができていない三名の方々の一日も早い発見をお祈りするものでございます。

被災から六年の月日が流れており、大塔地域の将来の展望を私の各定例会一般質問で毎回お尋ねしているところでございます。

六月定例会に「地域振興」で答弁いただいた「大塔町の復興状況」・「誘客促進の仕掛けづくり」・「老朽化施設等の整備」・「公共施設の有効活用」などについて、現在の取組、進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）泉谷大塔支所長。

○大塔支所長（泉谷進治）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十三年九月に大塔地区が甚大な被害を受けました紀伊半島大水害から、はや六年が経過いたしました。

現在も引き続き国土交通省、林野庁、奈良県が一丸となって復旧作業に取り組んでいただいております。復興が順次進んでいるところであります。

す。

本市におきましては、被災しました宇井地内におきまして、小規模住宅地区改良事業計画に基づき、(仮称)宇井トイレ等建設工事、市道宇井線、市道川西線の道路・緑地整備工事を平成二十八年年度末に完成いたしました。

次に「老朽化施設の整備」の道の駅トイレ改修につきましては、部分的な補修を随時行うとともに、平成二十九年七月に内壁を中心とした高圧洗浄を行い美化に努めています。

トイレ改修につきましては、施設全体の管理整備点検を行い、実施に向けて調査検討をしていきます。改修が行われるまで、来訪者が不快な思いをしないよう清掃や修繕に努めたいと考えております。

星のくに・ふれあい交流館周辺におきましては、従来のPR方法に加え、スマートフォン等新たな情報発信による新規集客や再来客促進を本年十月から実施する方向で調整しております。

ふれあい交流館におきましては、本年八月に粉氷製造機を導入し、試食・見栄えについて研究を重ね、出来上がった品をこの秋、また来年の春から夏に掛けてお客様へ提供することで、更なる集客に取り組んでまいります。

次に、現在休校となっております大塔小・中学校の「公共施設の有効活用」につきましては、大塔町公共施設活用検討会議等で検討し、現在もいろいろな角度から利用を模索し、関係部署と検討を重ね取り組んでいるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。(「三番」の声あり)

○議長(吉田 正) 三番牧野雅一議員。

○三番(牧野雅一) いろいろ取り組んでいただいておりますところであると思えますけれども、特に道の駅のトイレ、これは過去の一般質問で様々な答弁もいただき積極的な取組をするように答弁をいただいております。

ただ財源的なところで左右されるところもあると思えます。それでもやっぱり必要なものは必要で、今後それが出来るような方向でいろいろな助成制度等々を模索していただいて取り組んでいただきますようお願いできればと思います。

二つ目、大塔町の復旧・振興における今後の振興に向けた展望についてでございます。

先ほどの答弁の中にありました、紀伊半島大水害より六年を迎え復興が進んでいる中、地域の今後を見据えた振興に向けた展望についてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）泉谷大塔支所長。

○大塔支所長（泉谷進治）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

本年度、紀伊半島大水害より六年を迎え、復旧・復興・振興へと移り変わって行く中、復興への足掛かりとして、宇井地区における小規模地区改良事業計画の事業は、地域住民の思いから早期完成を目指して取り組み、平成二十八年度末完成し、地域住民の方々にグラウンドゴルフ大会など御利用いただいております。

また、今後の大塔町を見据え、地域の公共施設についても活用を地域住民の声を聴きながら、地域住民の憩いの場となるような施設整備に取り組み、大塔町の自然景観等を考え、アウトドア事業などによる誘客施策にも取り組み、少しでも活力ある地域にしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今も振興に向けて様々な取組をいただいています。地域の人々とまた五條市全体に大塔町の振興に向けてどういふふうな取組をするべきかということをいろんな形で協議していただいて、今後も引き続き取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

過去の質疑答弁から、大塔町の振興について、地域産業である林業が重要な位置付けの一つにあるのではと考えます。本市における豊かな森林環境を育成、保全するとともに、木材利用促進・需要拡大及び普及啓発を行い、森林、林業、木材産業の抱える課題解決に向けて、関係機関、団体との連携、強調を図り、木質循環型社会の実現に取り組むことが真の振興には必要であると思いますが、林業に対するお考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）泉谷大塔支所長。

○大塔支所長（泉谷進治）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおりだと私も考えます。

大塔町におきましては、昔から林業で発展してきた地域だと考えます。

紀伊半島大水害から、地域の活力が低下している中で再び林業が振興していくことにつきましては、これからの大塔町の地域の繁栄に

なつていくと私も考えます。

以上、答弁とさせていただきます。(「三番」の声あり)

○議長(吉田 正) 三番牧野雅一議員。

○三番(牧野雅一) 後の質問で、私が通告させていただいている遊休資産というところでも山林の話が出てくるのですけれども、五條市には多くの山林を抱えた、それを今の状況で放置していくのではなく、何がしかの形で特に大塔町・西吉野町に関しては山林等が多くあると思います。それについて五條市全体で林業、一言で林業と言っても皆さんのイメージしている林業とまた違った形の木材・森林を活かした発想を生み出して新たな林業の創出等も含めて取り組んでいってはどうかなと思います。

そこで今大塔の支所長に答えていただきましたけれども、支所だけの取組ではなかなか実現は難しいのかなと、五條市全体が一つとなつて捉えることができれば、新たな地域産業の掘り起こしにもつながるのではと考えるところです。

そこで農林を所轄する産業環境部長に今後の五條市の林業に対する取組等について、何か見解があれば答弁いただけますか。

○議長(吉田 正) 井上産業環境部長。

○産業環境部長(井上 昭) 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市の林業をどのようにしていくのかということにつきまして、それは行政のサービスが一過性で終わらず継続可能にしていくためには五條市とその周辺の山を持っている山持ちや林業の会社、森林組合、地域住民等が一つになって五條市の林業をどのようにしていくのかという議論をすることがまず必要かと思えます。その議論の中で、社会的知恵が生まれてくるというふうを考えております。

五條市の自然をうまく活かしていくこの社会的知恵を大事にして、継続可能な社会を構築していきたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。(「三番」の声あり)

○議長(吉田 正) 三番牧野雅一議員。

○三番(牧野雅一) 突然のお尋ねにもそう言ってしっかりお答えいただけるといことは、そういうふうな見解も持っていたのかかと頼もしく思います。

林業振興は、大塔町のみならず五條市全体の産業の振興に結び付けることが、地域を輝かせ五條市の町全体の光になると考えます。

関係機関、団体との連携、強調を図り、地域の皆様の意見を取り入れながら、知恵を絞って部署の垣根を超えて協力し合い取り組まれます

ことを願ひ、次の質問に移らせていただきます。

二つ目、地域公共交通についてでございます。

(一)の地区の停留所についてであります。かつて五條市は伊勢・大和・紀伊などを結ぶ五つの街道が交差し、吉野川が流れる五條は古くから交通の要衝として栄えてきました。近世には伊勢街道の宿駅として中心地であり、現在は重要伝統的建造物群保存地区に選定されている五條新町は、南和地域の政治経済の中心地でありました。

慶長十三年、一六〇八年、松倉重政公がこの地に一万石で入部し、二見城を築き、この地区に人を集めてくるための施策が講じられ商家町として発展し、この町の中心地として歴史的にも刻まれ今も多くの人が居住しています。

時は流れ幹線は国道二四号に移りましたが、その際には随所にバス停が設けられ、市民の足が確保されました。しかしながら、現在、JR大和二見駅から商励会通り入口付近五條町までの間、バス停がありません。路線バスの撤退や、国道二四号の歩道拡幅に伴って撤去されたと聞いていますが、これによりこの付近の住民の移動手段は鉄道のみとなつてしまいました。

この地区の実態を見ますと、二見一丁目には人口二百五十三人中百七人が六十五歳以上の高齢者であります。新町一丁目は二百六十八人中百十四人、新町二丁目は百五人中四十六人、本町二丁目も二百七人中百十五人が六十五歳以上の高齢者となっております。

バス停がない新町地区や二見地区の人にとってJR大和二見駅が最寄りの駅となることから、橋本市民病院に行く方が楽という声も聞きます。「南和の医療は南和で守る」の基本理念を掲げ南奈良総合医療センターへのアクセスがないのは、むしろこうした中心市街地に住み、車の運転ができない高齢者の皆さんではないかと考えるところであります。

いかに国道二四号の歩道が整備されても歩行もままならぬ高齢者にとつて、大きな買い物をするとか持ち帰りだけでも大きな負担となり、近くにバス停があればといった声も聞かれます。まさに、交通弱者・買い物難民の声です。

国道二四号歩道拡幅工事の際に撤去されたまま、いまだにバス停の再設置がなされていません。

これまでこの町をお支えいただいた高齢者の居住率の高い地域住民の移動手段の確保が不可欠なものと考えるところですが、この現状を見て今後どのような施策を講じるべきか理事者側の見解を求めます。

○議長(吉田 正) 山田理事。

○理事(山田和宏) 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

バスの停留所についてのお尋ねでございます。

バスの停留所につきましては、道路におきます安全面の確保、地域住民の利便性、付近の住民等の合意の有無などを総合的に勘案して設置することとなっております。

お述べのとおり一部地域では道路工事等により実施以降、以前にありました交通事業者等のバス停が廃止されているところがございます。高齢化の進行などの状況の変化によりまして、通院でありますとか、お買い物などの移動に困難になっているという状況も考えられるところでございます。

高齢者などの交通弱者の移動の確保のためには、状況に即したバスの停留所の配置が必要でございます。ただ先に述べました安全面での問題など慎重に判断する必要があると考えております。福祉部局とも連携をしながら中期的に検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今中期的というお言葉もありました。もちろん安全面の確認等々も必要であると思えます。ただやっぱり今もお話しさせてもらったように対象者は高齢者なんです。中期的・長期的という展望でやっていたらその方々が本当に必要な時期にそういう施策を講じられていないということも考えられますので、まあまあ中期的というお言葉をいただけただけでも有り難いと思うのですけれども、漠然とした言い方なので、中期でもより早いような取組を今後検討いただけたらなと思えますので、よろしくお願いいたします。

かつてこの町の中心地であった地域にお住いの高齢者の方々、また県との包括協定でも今後この町の観光の拠点と位置付けられ、他所からの来訪者を迎える地域の公共交通の充実を目指し取り組まれることが、町の発展にもつながるものと考えますので、是非積極的な姿勢を持つて取り組まれますことをお願いいたします。

続いて（二）南奈良総合医療センターへの通院手段の利便性の向上についてでございます。

南奈良総合医療センターへの通院手段に関しては、私の任期中に幾度も質問し、提言し、お願いしてまいりました。

半世紀近くにわたりこのまちの医療を支えてきた県立五條病院の大半の医療機関がなくなり、南奈良総合医療センターが開院し、その運営に対し五條市、ひいては五條市民に多くの負担が課せられています。

ほかの病院に通院している市民の皆様が南奈良総合医療センターで受診してくれることになれば、五條市の負担も軽減されることになり、また、「南和の医療は南和で守る」とした基本理念のとおり、この病院を守ることが、南和地域の皆様の安全・安心を守ることにもつながると考えます。

このような観点から、実際に通院されている五條市民の声を聴き、施策に結び付けていくことが必要であると考えます。

開院直後から、私同様ほかの複数の議員からも、南奈良総合医療センターへのアクセスとしての公共交通の利便性向上がたびたび求められてきております。

我々議会議員の役割の一つは市民の代弁者という役目を担っております。すなわち議員の発言は市民の切実な声であるにもかかわらず、いまだに実現が図られておりません。

いかにして南奈良総合医療センターを、利用しやすく、身近で信頼できる病院としていけるのかが大切です。

五條市内から橋本市民病院に通院している人の割合は、本年六月の一箇月間だけをとったときに、概ね七対三となっています。開院当初の昨年四月は概ね六対四であったものが、少しずつではありますが、南奈良総合医療センターに受診先を変えてくれているのかと思いますが、市民の皆さんからは「行けるけれど、帰れない。」、「十六時台の増便をしてほしい。」といった様々な声が後を絶ちません。

私だけでなく複数の議員から同じような趣旨の質問が繰り返されるといことは、困っている市民がそれだけ多いということと考えますが、切実な市民の声に対する見解を今議会でも改めて理事者側にお尋ねしたいと思えます。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

南奈良総合医療センター通院ラインの十六時台での運行についてのお尋ねでございます。

かねてより十六時台の運行につきましては御要望がございまして、実現に向けて種々取り組んでいるところでございます。

実施に当たりましては、本市の地域公共交通会議だけではなく、大淀町の地域公共交通会議でも御承認をいただく必要がございます。

過日、大淀町を担当職員が訪問いたしまして、事務局の方に会議の開催での協力依頼、それから意見交換を行ってきたというところでございます。

五條市におきます地域公共交通会議のワーキング会議におきましても、議題に挙げて協議いたしているところでございまして、財政負担を

抑えた形でのダイヤ改正に向けて検討をしているところでございます。

高齢者が安心して住み続けられるためには、交通網の整備により病院へ利用しやすい環境づくりが不可欠でございます。

かねてより御意見をいただいておりますところを肝に銘じまして、実現に向けて取り組んでまいりたい思っております。

以上、答弁でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）ただいまの答弁に財政負担を抑えた形でとありました。増便するのではなくダイヤを組み替えるなり負担を少なくするというのも一つの手段であると思いますが、ちなみに十六時台に限らず一便増便した場合、どれくらいの経費が必要なのか答弁いただけますか。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）ただいまの牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

十六時台に一便を増便した場合の経費につきましては、概ね百二十万円程度となるというふうに見込んでおります。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）百二十万というのは年間という解釈でよろしいですか。一箇月ですか。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）失礼いたしました。年間百二十万円でございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）その財源のことは先ほども何度か言うように五條市は財政状況は決して楽ではない。その百二十万円が今の五條市にとってどういうふうに捉えるのか、それも御判断していただいた上で、今言う市民の切実な声は聞き届けていただきますようお願いいたします。

十五時以降に病院での用事が終わり、徒歩でホームまで移動して、というのはバス・鉄道を利用される方は交通弱者、年いった人、病気を患ってはる人、そんな人を思い描いてください。徒歩でホームまで移動して近鉄福神駅から鉄道を使って何時にJR五條駅に着くのか御存じですか。十五時三十六分発に間に合えば、十六時には着くのです。それであつても途中吉野口駅での乗り換えが必要な状況であります。ま

して吉野口駅のホームはバリアフリー化は不十分です。十五時三十六分までに間に合わない場合は、JR五条駅着は十七時になります。病院での待ち時間の可能な場合はまだしも、吉野口駅で乗り継ぎが悪く待ち時間ができた場合は、夏は暑く、冬は寒いホームで列車を待たなければならぬ。タクシーを利用された場合は、場所にもよると思うのですけれども、近鉄福神駅から五條市内の各おうちまで三千円から五千円が必要とも聞いています。交通弱者の御高齢の方々のそんな状況を見たときに、いつごろを目途に実現を目指されるのか答弁願えますか。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどお話ありましたように、財政面での負担につきましましてはここ数年増加をしてくている状況でございます。コミュニティバス等、路線バスへの補助金を合わせますと、決算額ベースでございます。平成二十六年で七千三百万円、平成二十七年で九千三百万円、平成二十八年は一億六百万円となっております。

こういった状況から、まずは、先般策定をいたしましたゴーちゃん交通計画に基づく事業を着実に実施いたしまして、公共交通の効率化を図るとともに、利用者数を増加させることが重要というふうにご検討しております。

御要望の多い南奈良総合医療センター通院ラインの十六時台の運行につきましては、課題として認識しております。利用状況も踏まえまして運行計画について検討を深めまして、できるだけ早い時点での導入に努めたいというふうに思っております。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今答弁にあった利用者を増やしていきたいということも踏まえて、今後御計画を立てていくということですね。

今言っているその時間帯の便を増やすのか、またダイヤの組み替えをするのか別にして、その時間にバスを走らせてほしいという市民の声がたくさん上がっているということは、その時間にバスが走れば利用者は確実に増えるんですよ。それも踏まえた上で、利用者を増やしたいというのであればその前にその時間帯にバスを走らせるように迅速に対応してもらえたら確実に利用者は増えるんですよ。それを念頭において取り組んでいただけたらと思いますけれども、どうですか。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

コミュニティバスにつきましては、五條バスセンターを起点に結んでおる中で、既存の営業路線のバス等の連絡等々いろいろ加味した中で組まれている現時点における八便の中での最善策というふうには私は理解しております。その中で御要望の多い十六時台をいかに入れていくかということにつきまして、いろんな調整が必要になってくると思います。市役所の思いだけでいけるものであればいいのですけれども、公共交通会議での御意見というのも重要視していかないといけないということで、議員お述べのような形で確実に利用が見込めるということであればほかのところの課題をクリアした上で、実現に向けてやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。(「三番」の声あり)

○議長(吉田 正) 三番牧野雅一議員。

○三番(牧野雅一) 何遍も言いますけれどもね、確実に利用が増える見込みであるというのは、欲しいという人がおるのやさかいに走ったら乗るでしょう。そんなん子供でも分かることだと思えます。だからそれを踏まえて取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

改めて考えてほしいです、地域公共交通は何のために、誰のために、実施されているのか、人や町を幸せにするという意味のもと、国土交通省自動車交通局旅客課の地域公共交通づくりハンドブックというものがあります。そこに地域公共交通づくりの基本的な視点という欄にね、まちづくりの目的に照らし合わせて、地域公共交通を考えると、先進事例ありきではなく、柔軟な発想で考えること、というようにも記載されております。まちづくりの目的に照らし合わせてということ、先進事例ありきではなく、柔軟な発想で考えること、というようにも記載されております。まちづくりの目的に照らし合わせて南奈良総合医療センターというのは建設されたと思う、これはそこには入りませんか。一つのまちづくりの目的としてね。先進事例ありき固定概念に縛られずいかにして利用される方の利便性が高まるのか、それはその町その町によっていろいろある。今の五條市にとってどういうことをすればこの地域公共交通の制度がね、利便性が上がっていくのかということ、柔軟な発想で考えるということも書かれておるのです。だから何遍も言いますけれども、何とかそういう柔軟な発想のもとに取り組んでいただけたら、必ず喜んでいただける方は、また利用される方は増えてきますので、よろしくお願いいたします。

我々議員は先ほど申し上げましたように市民の皆様の代弁者であり、その我々が発言させていただいていることは、交通弱者である市民の悲痛な叫びをお伝えさせていただいていることと認識していただき、早期の実現に向け取り組まれますことを強く要望申し上げます、次に移ります。

三つ目の遊休資産の活用についてでございます。

まず一つ目、遊休資産の現状について。御存じのとおり、全国の地方都市においては、人口の減少や少子高齢化、また社会、経済情勢の変化などにより、戦後の復興期から高度成長期に掛けて、地域経済の支えとなってきた商店街や中心市街地は衰退し、建物や空き地など、多数の遊休不動産が存在しております。しかしこうした現象は何も民間に限ったことではないと思います。平成の大合併以降、合理化という旗印のもと、公共施設の統廃合は進んでおりますが、一方では、公有財産にも数多くの遊休物件が存在し、全国の合併自治体において、その処遇が深刻な問題となっていることは、ここ五條市においても決して例外ではないと考えます。

本来、行政が保有する資産については、福祉や教育、様々な行政サービスにおいて有効に活用され、住民福祉の向上に役立つものでなければならぬと考えます。市民の財産である資産が、こうした本来の目的を失い、なすすべもなく放置されている現状があるとするれば、当然、市民のために改善を図るべきであり、行政として積極的に遊休状態を解消するための取組を進めていく必要があると考えます。

そこで、お尋ねいたします。現在の市の遊休資産の現状について、答弁をお願いします。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

市の所有する公有財産につきましては、地方自治法の規定によりまして、行政財産と普通財産に分類をされております。

まず、行政財産につきましては、公用に使用し、もしくは、公用に使用することを決定した財産でございます。それ以外のもので、財産規則に基づく手続を完了したものでございます。普通財産として管理をいたしております。行政財産とは異なり直接的に行政執行上の手段として使用されるものではなく、民間等への賃貸や売却が可能なものとなっております。

次に、平成二十八年度末における普通財産の状況を申し上げます。

まず、建物につきましては、一、八六五平米のうち六三三平米を貸し出してございまして、一、二三三平米が未利用となっております。なお、当該貸付料の収入は、年額で八万四千元でございます。

次に土地でございますが、二、〇六七、六五八平米のうち、一、一七七、〇八三平米を貸し出してございまして、八九〇、五七五平米が未利用となっております。そのうち山林が約八割を占める状況でございます。

なお、土地の貸付料収入でございますけれども、年額で三百八十七万一千四百五十五円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今答弁のあった普通財産のうち、山林、土地の一部については、現在、貸付を行っている。土地の半分以上は既に貸し出しておられる。その多くは山林、先ほどの林業の振興というところにもこれはまた関連して、今日、質問はいたしませんけれども、また今後そういう資産運用も考えていただけたらと思います。

未利用の約八割が山林、先ほどの質問でも触れさせていただいた、新たな林業に結び付けることのできるよう考えるべきと思います。残りの二割は約一八〇、〇〇〇万平米で坪数に直すと約五万四千坪ほどかなと思いますが、それだけの広大な土地を所有しながら、現在何の計画もなく利用されていない、いわゆる遊休資産という解釈でよいのですね。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま議員がおっしゃられたお見込みのとおりでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）午前中の他の議員さんの質問にもありましたように、今後様々な五條市の事業がある中で学校適正化事業によって新たな遊休資産が増えるのではないかと考えます。新たな事業を進めると同時に、遊休資産の増幅を少なくする工夫、議論も必要ではないかと考えますので、今後の取組に加えていただきますようお願いしたいと思います。

（二）に入ります。遊休資産の利用計画についてでございます。今までの答弁にもありましたように、当市には多くの遊休資産があり、現状では普通財産として保有されていることが明らかになりました。

去る六月議会でも報告を受けておりますが、土地開発公社の所有地なども含めるとさらに膨大なものになるのではないのでしょうか。こうした資産は、「工夫次第で再び活用できるもの」、「将来的に活用の見通しが付かないもの」など、様々な形態があると考えますが、大事なことは、今後どのように方向性を定めていくかということであると考えます。

先ほども申し上げましたが、いつまでも大切な「市民の財産」をただ漠然と放置しておくことは決して好ましいことではないと思います。答弁のあった「普通財産」だけではなく、土地開発公社の所有地など、一つひとつの遊休資産について全庁的に「使うもの」、「使わないもの

の「あるいは「処分できるもの」、「処分できないもの」に分類し、きっちりとした計画を定め、市民に説明していく必要があると考えますが、理事者側の見解をお示しくください。

○議長（吉田 正） 和田総務部長。

○総務部長（和田剛明） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

より効率的で効果的な行財政運営を図るため、公有財産の有効活用は重要なものと判断をいたしております。

現在、公共施設の個別管理方針の策定に向け、鋭意取組を進めておりますが、未利用財産の利活用につきましても、これまでの経緯や今の状況、さらに今後の見通しなどについて全庁的な合意形成を図りまして、当初の目的以外の行政財産への転用やあるいは民間への貸し出し及び売却等、一つひとつの資産について、個別に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今答弁、個別に進められるということですね、これとはちょっと違うのですけれども、以前から進めていただいているはずの借地料の公平化、公正化、この取組についての進捗についても最近、私お尋ねしないし、また御報告もいただいていない。なかなか進んでいないのではと察するところです。借地料については改めて別の機会にお尋ねいたしますが、合併してから、もう既に十二年になり、過疎化・高齢化もどんどん進んでいきます。地域でお住まいの方がだんだん減っていく、このような状況の中で、借地料と同じようなペースで進めておったのではちょっと遅いのではないかな、一刻も早い取りまとめをすべきであるということをお提言させていただいて、次に移ります。

（三） 財源の確保に向けた遊休資産の売却についてであります。

去る六月の一般質問において「合併特例債を含む起債の償還時期・償還見通しについて。健全な財政運営には、どのようなことに留意する必要があるのか。」とお尋ねし、「新庁舎や養護老人ホーム花咲寮、さらにごみ処理中継施設整備事業など、現状で見込める概算事業費を見込んだ場合、多額の借入が必要と判断しております。このことから、市債の償還につきましても、一時的に増加が見込まれ、平成三十三年度には、本年度の約一・三倍に当たる約四十億円が必要となる見込みでございます。こうした状況に対処するため、経常収支比率や実質公債費比率などの財政指標に留意するとともに、経常経費の削減はもとより、国や県の補助金確保に加えて、遊休資産の売却などによる新たな財源

の掘り起こしを積極的に推進するなど、必要となる一般財源の捻出につなげてまいりたいと考えてございます。」というような答弁をいただいております。

このときの答弁にもありましたように、厳しい財政状況の中、こうした遊休資産について、民間への売却を促進し新たな財源を掘り起こすことは、市の財政健全化を進めていく上で重要な手段の一つであると考えます。また一方で、草刈りや安全対策など、維持管理に掛かるコスト削減にもつながると考えます。

先ほど、遊休資産の利用計画についての答弁がありました。遊休資産の方向性を早期に定め、処分可能な資産について、積極的に市民に情報を開示し、売却へとつなげていく取組を進めていただく必要があると思われませんが、理事者側の見解をお聞かせください。

○議長（吉田 正） 和田総務部長。

○総務部長（和田剛明） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

市が保有いたします普通財産のうち、未利用財産については、民間等への売却、あるいは貸付等を行うなどにより、新たな財源確保が見込まれるとともに、ただいま議員から御指摘いただきましたように草刈り等の維持管理経費の削減につながる、こういったことから、財政健全化を進めていく上で非常に重要な手段であるというふうに考えてございます。

これまで普通財産の貸付、あるいは売却につきましてはの御要望、あるいは御相談につきましては、都度、個別に対応してまいりましたが、処分可能な未利用財産についての全体的な公表等には至っておらず、そういった意味で市民の皆様との情報共有がまだまだできていない、こういった状況がございます。

今後は、市のホームページ等を通じた売却などの処分を行う場合は、関係法令や市の例規に準拠いたしました「新たな指針」の作成、こういったものが必要というふうに判断をいたしておりますけれども、併せまして処分に伴う周辺の影響などについても、慎重に検討した上で、議員御指摘の関係事務、これを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 前回の答弁でもありましたように、一般財源の確保の一つの手段として遊休資産の売却も辞さないというような答弁もいただいております。それが今現在、今の答弁であつたらこれから新たな指針を作ると、だったら前回の答弁と整合性がちよつと欠落するのと違

うのかなど。その辺を別に追及するのではなく、やっぱり今後どうしていくかということが大事であると思いますので、過去の答弁と整合性のあるような取組を、迅速な事務作業を進めていただけたらなと思います。

今後、新庁舎や養護老人ホーム咲寮、ごみ処理中継施設整備事業など大型事業が続き、市の財政状況はさらに厳しさが増す中、新たな財源の発掘と経費の削減による行政のスリム化は行政改革の本丸とも言える取組ではないかと考えます。

厳しい財政状況の中にあっても、多額の事業費を必要とする大型事業も必要ではあると思われませんが、遊休資産を活用した施策の展開が困難になる中、こうした資産を売却などにより民間の手に委ねる、又は違った角度で活用を考えて財政効率化を良くしていただき、それによって、地域の活性化を促すことも一つの考えかと思えます。

いずれにしても、市民の財産を無駄に放置することなく、市としての考え方や方向性を定め、市の行政改革につながるこうした取組を早急に進めていただくことを強くお願いし、次の質問に移ります。

大きな四つ目、将来を見通したまちづくり計画について。

(一) 新庁舎周辺街路計画についてでございますが、午前中の福塚議員の質疑と概ね重複しますので、省略させていただきますが、補足的にちよっと何点かお尋ねしたいと思います。

まず、当初新庁舎の移転の承認条例を協議した中で、旧岡中線・岡口三号線・須恵一号線・国道三一〇号までのアプローチ道路、この四路線を取り組んでいく、順番は別にして、時期も別にしてということと協議の中でずつと進めてきたと思うのですが、前回の一般質問の中でアバウトな事業費約十億円ということを答弁いただいていると思うのですが、今の段階でも恐らくまだアバウトな状況しかお答えできないと思うのですけれども、前回は事業費をお尋ねしたのですけれども、これを実現に向けた今後の取組の中で、必ず用地購入というのが必要やと思うのですよ。その用地費についてどれくらいの試算をされておられるのか、お答えいただけますか。

○議長(吉田 正) 平田都市整備部長。

○都市整備部長(平田耕一) 三番牧野議員の御質問にお答えします。

先の議会へも報告させていただきましたとおり、あくまでも試算値での事業費をお答えさせていただいたところであり、用地費については個々いろいろな用地の単価があると思われるので、まだ現在用地費については鑑定をしていないところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「三番」の声あり)

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）全てこの四路線、用地費はまだ難しいかと思うんですよ。でも朝からの福塚議員の質問等々でありました旧岡中線・岡口三号線、特に岡口三号線に関しては何人かの地権者の方にもう少し説明が必要やというやりとりをされておったと思うのですけれども、そういう話の中でも用地費、だからお宅の屋敷は平米幾らでお譲りいただけませんかとかいうお話もされていないということですか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）三番牧野議員の御質問にお答えします。

岡口三号線につきましては、まだ詳細設計ができていないところもあります。また用地測量についてもできていないところがあります。土地鑑定につきましても、鑑定に基づいて用地価格を決定していきたいと思っております。ですので、まだ用地費については確定できていない状態でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）これ以上できていないもの答えれと言っても、答えをお持ちでなかったら答えようないと思います。ただ、今の状況から見て周辺の道路街路整備というのは庁舎の建物がありきでなくて、これは一緒だと思うのですよ。庁舎を建てるには必ずあそこ道が欲しい、必要なやということを皆さん認識されているはずなんです。なので、財源的なこともあるからね、同時には難しいにしても、やっぱりその辺のところを最低限、以前の技監の答弁にもあったように、しゅん工までにこの岡口三号線ですか、これは開通さすということもおっしゃっていただいています。でも今現在、用地費の試算もできていない、ほんまに大丈夫なんですかと我々不安になるところなんです。そういうところが市民の皆さんも不安になっているところではないのかなと思いますので、今後それも迅速に計画を立てて進めるべきだと思います。やっぱり財源を含めた計画をしっかり立てて、その計画に基づいて着実に取り組まれますようお願いしたいと思います。

二つ目に移ります。新庁舎への導線確保についてでございます。

技監の過去の答弁では、「本陣交差点からの工事車両の進入路となります須恵四号線につきましては、工事車両と一般車両とが接触しないよう紀陽銀行前の車両停止位置の改善、歩行者の安全確保を図るグリーンベルトの設置、交差点内の導流ラインの改善など、五條警察署とも協議を行い、通行車両、歩行者の安全確保を図った上で、造成工事に着手してまいりたいと考えております。」とお話されました。

朝からの福塚議員の答弁にも概ねこれと同じような趣旨になるので省けるところは省かせていただこうと思います。

三つだけ技監、もし確定をしておいたら教えてほしいです。以前に答弁いただいている、車両停止位置の改善、これはいつどのよう改善されるのか。歩行者の安全確保を図るグリーンベルトの設置、これはいつごろの設置予定なのか。交差点内の導流ラインの改善、これも具体的な案が、過去の答弁でこういう工夫をされるということをおっしゃられていたので、改めて今現在決まっていたら教えてください。

また今後、先ほども言うていたように、地域の方々と協議をした上でこれも決めていくのであれば、それはそれで結構です。

○議長（吉田 正） 八田技監。

○技監（八田 護） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

車両停止位置と併せまして信号のサイクルタイムについては、併せて警察の方と協議をしております。サイクルタイムの方については、今、以前より五秒くらい増やしておるのですけれども、さらに増やせないかということで、システムの改善が必要ということでお聞きしておりますので、それについては五條署の方から本部の方に予算要求をすることでお聞きしております。

それとグリーンベルトにつきましては、造成工事を来年春ごろから予定をしております。造成工事の早い時期に地元の自治会や沿道の方の御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

それともう一点、交差点の導流ラインの改善ということなんですけれども、この辺についてはまだ調整はできておりません。今後、今の現状の中でどう対応していけるかということについては、今後協議してまいります。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 工事期間中の須恵四号線主な工事用進入路としての答弁は福塚議員の答弁と重複しますし、また先ほど答弁の中にあつた地域の方々の協議もされるということなので、これ以上は割愛させていただきます。

ただ、しゅん工後において少しお尋ねしたいと思います。

五條市の線路より北側に住まれ来庁されます市民の皆様は、しゅん工までに供用開始されるであろう岡口三号線を導線とされるところを、その線路より南側に住む市民の方々は、大半が先ほどからお話のあつた須恵四号線を御利用されるはずで、半数以上の市民の皆様が線路

より南側にお住まいで、来庁時には須恵四号線を利用されると推察されます。しゅん工後のその導線について、どのようにお考えか答弁願います。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）三番牧野議員の御質問にお答えします。

完成後につきましては、今検討路線が四路線と言われた部分につきまして、北側から岡口三号線、それと南側から須恵四号線、あと今後検討してまいるという路線が須恵一号線、それと国道三一〇号からのアクセス道路、この検討時期につきましては五條市の財政などを考えて順次進めていくことにはなろうとは思いますが、想定ですが今岡口三号線につきましては、来庁者の方が北側から人口の六割程度の方が岡口三号線を活用されるのではないかと、その中には北宇智であるとか阿田であるとかいう方を誘導するような形で、例えば今井三丁目の信号から北側の農免道路に誘導するであるとか、あと阪合部の一部でありましたら五條西インターチェンジから五條インターチェンジの方に来ている北から降りていただく、そういうふうな形を誘導しながら想定しているところであります。

あと南側からにつきましては国道三一〇号拡幅工事があるということで、どういう形での国道三一〇号からのアクセスができるのかということが不確定なところがありますが、そこで最終的に人口分布から考えた割合につきましては、岡口三号線からは全体の三割程度、須恵四号線では二割程度、須恵一号線からは三割程度、国道三一〇号からのアクセスからは二割程度と想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）いろんなことを想定していただいて、私は単純にね、今の地域地域の居住人口だけを見ていたら半数以上の人が南側に住んでおる、今部長がおっしゃるように導線誘導という形で少しでも多くの方に、一番早く導線として確保されるであろうこの岡口三号線を利用していただくように誘導していこうと、それもやっぱりそういう想定計画があるのであれば早く市民の皆さんに、庁舎のことを、こんな庁舎を建てます、ここに建てますという周知も大事ですけれども、やはり市民の人の心配、不安というのはその道路にあると思うのですよ。そういうところ心配されている部分を少しでも解消できるように、そういう情報なり計画なりは速やかに開示していく、まだまだそれでもやっぱりここはどうすんねん、あそこはどうするねんという足らない部分も出てくると思います。それもそういう声を聴いて、まちづくりに、全体的な構想、計画に結び付けていくべきではないのかなと考えます。

なぜ私、こんなことばかり聞くかと言ったら、今の現状の市民の皆様に対して周知されていること、我々が委員会等で情報をいただいている部分、これだけではちよつとまだまだ不十分なのかなと、やっぱり庁舎の整備というのはものすごくみんなが注目しているのですよ。たまたま先日、須恵四号線沿いにお住まいの八十歳を過ぎた男性の市民の方とお話する機会、初対面の方でした、その方が「うちの上的方に新庁舎ができるよ、うちの家の前、車で団子になってしまふやないか、迷惑や」と、えらい怒ってはったのです。すごい剣幕でした。それに對して「お前議員やたらどない思とんねん。」と、ほんまに怒られたんですわ。ただね、そういうその方も長年そこでお住まいになられておると思うのです。なぜそういうようなこと思われているかというよ、やはり不安や心配が先行しているのではないかと、そういう不安や心配を取り除くような情報提供、また協議をこまめにさせていただいたら、こういう不安や心配は回避されていくのちがうのかなと思います。

地域住民の皆様へ丁寧な説明をもって御理解いただき、御協力を得られるのではと常々、過去にも申し上げていたと思います。何遍も言いましたよね。その提言に対する対応は、今日までどのようにされたのか答弁願います。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）三番牧野議員の御質問にお答えします。

住民からは市役所は何をしておるのかとか、騒音、振動、工事対策はどうなっているのかと、いろんな御意見は議員の方からお聞かせいただいているところであります。（議場に声あり）……議員から……

先般、須恵四号線の住民からなる環境保全対策委員会の設置については福塚議員のときにも御紹介させていただきましたとおり、そういう方々としっかり協議をしながら進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）違います、そういう声がありますよという事は確かにお伝えしたことがありますよ。ただそういう声に対して、そういう声が出てくる前、出てきてからでも、私あそこを工事用車両の導線にされるといふ答弁いただいてからね、議会に対しても部長に対しても常々申し上げたのが、せめてあの通りに面しているおうちの方にはこういうふうな形で今後進んでいきますよということをお丁寧に説明していただいた方がいいよと、常々言わせてもらったと思うのです。それに対する対応はどうされたのかと、おそらくされていないであろうと思います。されていないのだったらされていないでいいですよ、ね。それを答えてほしかったのです。もういいです。

私たち議会議員は、この四年間、各委員会の行政視察で様々なところに行かせていただきました。その行った先で必ずと言っていいほど、関心を持ったのは、私一人だけじゃない、行った議員のほとんどが関心を持たれていたのは、その町の庁舎です。それほど新庁舎の建設事業は私たち議会議員にとっても重要な位置付けにあるという証であると思います。

平成の大合併以降、それぞれの自治体に合併特例債の枠が設けられ、それを財源に庁舎建設に充当され新庁舎を建設された町は珍しくございません。

そのいずれも、庁舎周辺整備は施されています。道のないところに新庁舎を建設されることはまれであり、不安を覚えながらも昨年の三月議会において庁舎移転の条例改正案に同意させていただいたのは私だけではないはずで、その不安を払いのけてくれたのは県との協働によるメリット、それと委員会において委員の質問に対して強い意欲を持って四路線の整備は必ず取り組むと、市長からの答弁もありました。その言葉を皆が信用してのことであつたはずで、

そのときの答弁が偽りなく今後実行されるように、その言葉を信用して賛成した我々議会の判断が間違いでなかったと思えるような取組を今後期待しまして、次に移ります。

五つ目の福祉対策についてでございます。

(一) 認知症対策について。昨年の十二月議会及び三月、六月各議会の一般質問において、認知症施策について、その重要性、国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）による取組などを、理事者各位の認知症に対する認識と取組の向上を目的として、御案内し御提言申し上げたところではありますが、その後の取組、今後の取組計画について担当部署のお考えをお聞かせ願います。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十七年に策定しました五條市版地域包括ケアシステム全体構想の実現に向けた取組の一つとして、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、取組を進めております。

まず、庁内の部局横断的な取組といたしまして、関係各課職員による庁内ワーキンググループ会議を八月に開催しました。会議では、市内六箇所で「認知症にやさしい地域づくり」をテーマに開催しました地域ケア会議での検討内容について、情報共有を図りました。今後において、部次長会でも情報共有を図ってまいります。

次に、認知症の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような相談・医療・介護サービスを受ければよいのかを示した「認知症ケアパス」の作成につきましては、介護保険事業者等関係機関の御協力をいただき、作業ワーキンググループ会議の中で検討を進めております。

また、市民の皆様は認知症について正しく理解していただくため、今年度より自治連合会の御協力を得て、「認知症サポーター養成講座」を自治会単位で計画的に開催しております。

これら本市の認知症対策事業を円滑に推進するため、医療・保健・福祉の関係者による認知症支援推進検討委員会を設置し、八月に第一回委員会を開催しました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）竹本すこやか市民部長。

○市民部長（竹本勝治）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

すこやか市民部の認知症対策でございますが、各課におきましては、窓口が中心となった業務でございます。来庁された方々に、お声掛けをいたしまして、案件に応じた御案内をさせていただいております。

また、御相談に来られる中で、認知症に関する相談を受けた場合の対応といたしまして、まず相談者の話をゆっくりと聞かせていただき、様子を見ながら対応し、相談の内容によりましては、相談者に御理解をいただきまして、御家族や担当課である介護福祉課地域包括支援センターとも連携しながら、必要な対応を行っているところでございます。

保健福祉センターでは、「個別の健康相談」や各地域へ出向く「出前健康相談」などの相談事業を実施しており、担当課と連携した認知症対策事業を行っております。

先ほど、あんしん福祉部長からお話がありましたように、今後におきましても、部次長会における情報共有を基にいたしまして、部内の周知に努めてまいりたいと存じております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）それぞれの部署でそういう認知症に対する認識を高めていただき、いろんな取組また意識の高揚を図っていただいているところであると思います。

今両方の部長さんからも共通した答弁があったのは、「部次長会での情報共有を図ってまいります。」とありました。今竹本部長おっしゃっていたように情報の共有を図っていただき、またそれを基にしてそれ以外の部署も連携して取り組んでいただけたらなど、それを目的として部次長会にも積極的に意見交換も行っていただいて、それぞれの部の取組においても、今後許される範囲取りまとめて答弁をお願いしたいと思います。

それぞれの立場から認識を高め、その必要性を庁内外へと発信していただけるよう取り組んでいただけると、職員の皆様、市民の皆様にもその重要性が浸透していくものと思われまます。

改めて申し上げます。

国では担当の厚生労働省を始めとする十二の省庁が協力し合っておられます。決して他人事で済ますのではなく、それぞれの立場・観点から全庁的に取り組むべき問題であるということを再度、御認識いただけますようお願いいたします。

理事者各位におかれましては、この四年間数多くの質問に対し答弁いただいたことで、私の議会活動に御協力いただいたことに感謝申し上げます。牧野雅一の任期中最後の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正）以上で三番牧野雅一議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、二時二十分まで休憩いたします。

午後二時十分休憩に入る

午後二時二十分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

一般質問を続けます。

次に、四番宗部康寛議員の質問を許します。四番宗部康寛議員。

〔四番 宗部康寛質問席へ〕

○四番（宗部康寛）ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、通告のとおり宗部康寛、一般質問をいたしますのでよろしく願いいたします。

一番の五條市総合体育館（シダーアリーナ）の設備についての質問をさせていただきます。

昨年、シダーアリーナが完成し、こけら落としから始まり各種行事、音楽イベント、スポーツイベント等、様々な催し事が開催されておりますが、今後も建てて良かったなあと市民の皆様方に親しまれる施設でなければなりません。

そこでお尋ねいたします。

音響についてであります。市民の方々からマイクを通した声が聞き取りにくいといったような意見が数多く寄せられます。私は壇上でマイクを持ったことがございませんが、舞台の中とアリーナ席では聞こえ方が違うのではないのでしょうか。

何か改善策は講じておられるのかお答え願えますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市総合体育館（シダーアリーナ）の音響について、舞台で話をしている人の声が聞き取れないなどの意見をいただいております。この状況を改善できないか、反響音を少しでも軽減できないか、八月二十三日に音響メーカーの技術者と相談を行い、使用状況に合わせたセッティングをパターン化し、対応を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）それでセッティング的なことがなされて、今後も快適な状態で利用するに当たりましては改善の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

（二）の更衣室の利便性についてであります。近いところでは八月二十日に奈良アート&てづくりフェスティバルに約三百名の来場者があり、エントランスホールではヒップホップダンス、そして体育館アリーナでは第一回五條オープンラージボール卓球大会に二百名近い社会

人の皆様が参加されたと聞いております。

まず更衣室内の設備内容について、ロッカーの個数とその設置の数の基準があれば教えていただけますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番宗部議員の御質問にお答えします。

五條市総合体育館シダーアリーナの更衣室は、男子更衣ロッカーが百八個、女子更衣ロッカーが七十八個、シャワーについては男女それぞれ一般用五基、身体障害者用一基、姿見一枚となっております。

ロッカー数につきましては、設置可能な最大数を設置いたしました。

また、男女ロッカー数の違いについては、利用状況により、男女の部屋を入れ替えることも検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）男女のロッカーの数が違うというのは疑問に思いますけれども、利用者の状況によりまして改善願いたいと思います。

また着替えの際にベンチ等の椅子がないので不便であるという声を聞きますけれども、この配備は考えておられますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番宗部議員の御質問にお答えいたします。

五條市総合体育館シダーアリーナの更衣室内に更衣のためのベンチ等が必要であると考えており、十月中には配置する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）ありがとうございます。

では、シャワー室についてであります、フックや棚がないので、利用者の方々から不便だという声を聞くことがあるのですけれども、この改善の余地はあるのでしょうか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番宗部議員の御質問にお答えします。

シャワールーム内に一時的に物を置ける設備を十月中に設置してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 十月中にといい答弁いただいているということは以前からそういう要望があつて、その取組をしていくれていたのかなど、このように思うわけでございますけれども、今後社会人の利用の頻度が増えれば当然洗面台も必要となるのではないかと思われまますけれども、これについてはどのようにお考えですか

○議長（吉田 正） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 四番宗部議員の御質問にお答えします。

更衣室内に手洗いや鏡のついた洗面台は、現在はありません。

設置については、今後使用者の状況を見て検討してまいります。

費用についても設置場所、工事費や設置台数等により変わりますので、これも考えてやっていきたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） せめて女子更衣室だけでも必要ではないのかなど、このように思ひます。前向きに御検討をお願いいたします。以上のことに関しましては、設計の段階から基本的な利便性は考えなかつたのか。

なぜ私がこのような部分にまで触れるのか理由がありまして、今後の新庁舎建設計画はもちろんですけれども、養護老人ホーム花咲寮の建替え、移転建替え問題、その他の公共施設につきましても、利用する方々の立場で考えそのニーズに答へることが当然のことであると私は思ひつております。後付けともなりますと、それなりに割増料金が掛かることでもあります。そういった、もう少し利用者のことを考えて取り組んでいただきたかつたと思ひます。

使用料を支払つていただく以上は、必要最低限設備に見合つた機能を果たすべきだと私は思ひつておりますので、利用者のニーズに答へ、少しでも快適に利用できるようにしていただけますように、今後の検討をよろしくお願ひいたします。

二番の地域公共交通についての質問をさせていただきます。

(一) 南奈良総合医療センターへの通院バスのルートについてであります。まず五條バスセンターからの始発時刻、そして病院からの終発時刻、さらには一日の便数をお伺いいたします。

○議長 (吉田 正) 山田理事。

○理事 (山田和宏) 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

南奈良総合医療センター通院ラインの始発及び最終の時刻につきましてでございます。

五條バスセンター発で始発は午前七時五十五分、最終は午後二時三十分でございます。

南奈良総合医療センター発ですと始発が午前九時七分、最終は午後三時六分発となっております。

また便数につきましては、一日八往復となっております。

以上でございます。(「四番」の声あり)

○議長 (吉田 正) 四番宗部康寛議員。

○四番 (宗部康寛) このルートの増便の要望は、ほかの議員からもお話が出ておりますけれども、特に終便の時間帯を遅らせることを願いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また五條の玄関口となるJR五條駅発から近鉄福神駅行き、そして近鉄福神駅発から南奈良総合医療センター病院を經由して、終着はJR五條駅というルートにつきましては、今のところないわけでございますけれども、JR五條駅から五條バスセンターまで約四〇〇メートルございます。私が歩きましたところ五、六分掛かりました。通院される高齢者の方、また足の不自由な方はおそらく十分以上は掛かるでしょう。JR五條駅を經由して通院される方々は少なくありません。こういった負担を少しでも解消するためにルートの見直し、また再編等を望むわけでございますけれども、お考えを伺いたいと思っております。

○議長 (吉田 正) 山田理事。

○理事 (山田和宏) 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、南奈良総合医療センター通院ラインは、五條バスセンターを公共交通の結節点とし、各系統の公共交通から乗り継ぎを行い五條バスセンターから南奈良総合医療センターを經由して近鉄福神駅までを運行しております。

JR五條駅からの利用は、なつみ台から五條バスセンター、畑田から五條バスセンターのコミュニティバスを御利用いただき、五條バスセ

ンターで乗り換えとなります。市民の皆様に行いました公共交通に関するアンケート等からJR五条駅からの直通便についての御意見があることは承知しております。

JR五条駅から南奈良総合医療センターへの直通便につきましては、現状のルートで運行してまいりたいと考えておりますが、利用実態等をしっかりと検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）JR五条駅発、五條バスセンターからなくJR五条駅発という要望が多いのであれば、いろいろ編成と言いますか、しっかりと取り組んでいただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

次の三番の方に進みます。

JR大和二見駅周辺整備についての質問をさせていただきます。

（一）トイレの改修についてお伺いします。

二年前に一般質問をさせていただきました。その後駅前広場の駐車場からホームまでのスロープ部分が完成し、一部バリアフリー化にはなりました。ありがとうございます。

そしてトイレにつきましては、いまだに改修されておりません。男女の区別もなく水洗式ではないので利便性が悪いだけではなく、衛生面においても不衛生であると思われませんが、改修工事についての進捗状況をお伺いします。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番宗部議員の御質問にお答えします。

JR大和二見駅のトイレ改修につきましては、既設トイレの撤去後改修を行う予定です。JR西日本和歌山支社と協議し、平成二十九年十月にトイレの撤去時期の方向性が分かると聞いております。既設トイレの撤去後、改修工事に取り掛かりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）近いうちに改修されるということで、よろしいですね。

体育館が完成いたしましたして、そこに向かう方々が最寄り駅であるJR大和二見駅を利用する、また観光客が新町・二見付近を散策して駅トイレを利用する。そのような状況の中で早急な改修工事を望むわけでございますので、よろしくお願いいたします。

(二) 踏切の拡幅についてであります。この件につきましても、二年前に一般質問をさせていただいている内容でございますが、朝夕のラッシュタイムには自動車、バイク、自転車、そして歩行者と、この踏切を利用するわけでございますが、前回申し上げましたとおり非常に危険な時間帯がございます。児童の通学路にもなっていることから、安全確保が望まれるわけでございますが、その後の経過についてお伺いいたします。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）四番宗部議員の御質問にお答えを申し上げます。

教育委員会では、平成二十四年度から教育委員会、学校関係者、道路管理者、警察による通学路安全対策推進協議会を開催し、通学路の安全確保に向けた取組を進めてきたところです。

平成二十七年十月には、県道二見御幸辻停車場線にあるJR大和二見駅西側の伊勢街道踏切を要対策箇所を追加し、歩行空間の確保に向けて踏切の拡幅を鉄道事業者に要望してきたところです。

現在、県道路管理者と鉄道事業者が協議を行っているところですが、教育委員会といたしましても、通学路の安全に向けた関係機関への働き掛けを今後も続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）私が二年前にする以前にもいろいろ地域からの要望等々が出ておったと思うのですが、県道である以上、どういった意味で踏切を拡幅していただきたいのか、最後には児童の通学路にもなっているということから教育委員会の方の管轄と言いますか、なったわけでありませけれども、何かすぐにはいかないなあ、もちろん諸事情と言いますか、各担当課、いろんな関係部署で御尽力いただいていることは分かるのですが、なかなかその結果として見えてこないわけでございますけれども、何から入っていくと要望的なものが早いのかな、また一部の自治会、地域住民だけの要望だけなのかな、その辺のところどういうふうに思われますか。今後どのような形で解決に向けていくのであろうか、教育長ですか。

○議長（吉田 正）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

今部長の方からお答え申し上げましたが、この二見の踏切のところはいわゆる県道で、県の道路管理と、そしてJRの踏切であるということから、JRとの協議を待つて進めなければならないという状況になっております。しかし御指摘ありましたように、通学路になっていて子供たちの安全を確保しなければならないということは重要なことですので、再度県の道路管理、また鉄道事業者に協力をいただくよう再度話を持っていきたい、こういうように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）子供の数も減りまして、通学路を利用する方も減っていきます。そしてまた人口も減っていくことから、その危険な時間帯に混雑するというのもそういう意味で解消されていくであろうかと思うのですけれども、そういう危険性を伴うことから安心できる環境であって欲しいと思いますので、今後も要望の方よろしくお願いしたいと思います。

(三)のJR大和二見駅前広場の活用についてであります。この駅前広場につきましては、踏切の改修を含め老朽化した駅舎をどのような形で残していくのか、そして国道二四号拡幅に伴ってJR大和二見駅周辺をどのように整備していくのが今後の課題になると思われませんが、体育館が完成しているいろいろな催し事がある際に、JR大和二見駅から体育館へ向かう利用者が増えることが予想されますが、今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

JR大和二見駅前整備につきましては、JR西日本和歌山支社、国・県・地元等との協議が必要であります。トイレの改修工事を含め、国道二四号交差点入口の拡幅工事に伴う用地確保、踏切の拡幅工事、県道の拡幅工事、駅前広場の用地確保、駅舎の改修工事などの協議が必要と考えています。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）近い将来にＪＲ大和二見駅周辺を中心市街地地区のまちづくり構想にも盛り込んで、取り組んでいただきたいと思っておりますので前向きに御検討をよろしくお願いいたします。

（四）でございます。国道二四号拡幅に伴う三塚地蔵移転の進捗状況について。

現在、二見地区におきましては、二見二丁目交差点からＪＲ大和二見駅前交差点までの間の拡幅工事は完了しているようですが、開放はしておりません。おそらく二見一丁目交差点五條タイヤのところからオークワの前付近の拡幅工事が未完成であるためと思われるのですが、この三塚地蔵移転に関しては、数年前から地元自治会が中心となりまして、一般社団法人を設立して三塚地蔵さんを管理する所有権を移し、移転手続きに際しましては大変苦勞しているというのが現状でありました。今後、地元の関係者にとりましては早期に移転を望むわけでございますけれども、進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番宗部議員の御質問にお答えします。

国道二四号拡幅に伴う三塚地蔵移転の状況についてですが、現在国土交通省直轄事業であることから近畿地方整備局奈良国道事務所が移転及び補償等について引き続き協議を積み重ねており、今後五條市としても国土交通省からの要請のもと、移転用地となる地権者への対応も含めて庁内関係課や関係機関との調整をより一層進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）よろしくお願ひしたいのですけれども、具体的に移転の時期が分かるのであれば、お答え願ひたいのですけれども。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番宗部議員の御質問にお答えします。

奈良国道事務所に確認しましたが、まだ公表できる段階ではないということですので、この場での答弁は控えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）地元といたしましては、全てできることの準備は整ったと、あと私が初めに申し上げましたとおり、まだ二見一丁目から二

丁目までの拡幅工事、これが未完成ということで開放していないのかなど、全てにおきまして道路の拡幅工事が改良した際に、特に五條方面から橋本方面に行くときにお地藏さんがあって真つすぐな道でないと、こんなことがないようにだけ切にお願いを、国土交通省との交渉事、特に市の方が真ん中に入っていたら、やりとりをしていただきたいと、このように思っております。

最後に、市長にお伺いしたいのですけれども、このJR大和二見駅周辺整備につきましての、(一)から(四)までの質問につきましての総合的な見解をお伺いしたいと思っております。

○議長(吉田 正) 太田市長。

○市長(太田好紀) 四番宗部議員の質問にお答え申し上げたいと思っております。

三番、JR大和二見駅周辺整備の(一)から(四)までということの総合的な見解ですか。はい。

るる担当部長の方からお話しました。JR大和二見駅はトイレの改修をして、また踏切の問題、いろんな改修がありますけれども、大変重要な位置付けになってくると思います。というのは中心市街地の中にもこのJR大和二見駅は入っております。先ほども宗部議員がおっしゃったように、シダーアリーナの会場に行く一つの最寄りの駅になるということ、距離的には歩いて行くというのはちよつと大変なところもあります。いろんな形の中で体育館を利用したときにおいて、やはりあそこから送迎をするということもこれから考えていかなければならない、そういうことを考えたときに駅前広場、バスの乗り入れも踏まえてあその環境整備をしていかななくてはならないと考えています。これはまだすぐということではできませんけれども、まずは踏切のところから、そして国道二四号のあの交差点から駅前に入る道路の整備、これは当然県の管轄でありますので、県の中においては全体的な計画をちゃんと示していただきたいと、そういう観点から次のステップに入っていくということで、うち自身も五條市として全体的な計画を持って県と協議をしながらあその交差点から駅前の入る道の整備、そしてゆくゆくはシダーアリーナに行くような路線も今後検討の一つに加えてまいりたい、そういうふうを考えております。

以上です。(「四番」の声あり)

○議長(吉田 正) 四番宗部康寛議員。

○四番(宗部康寛) 前向きな検討をしていくというように私は聞こえましたので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

四番、二見地区の生活道路の改善についての質問をさせていただきます。

市道川端線と二見十一号線の東西方向の道路の改善についてであります、現在市道川端線とホームセンターコーナンの出入口に面する二

見十一号線につきましては、数年前から国土交通省における築堤工事の影響による大型ダンプ等の車両の頻繁な通行によりまして、道路の老朽化はもとより地元住民にとりましても大変不具合が生じております。

生活用道路の改善につきましては、具体的には国道二四号二見二丁目交差点から川端線に抜ける二見五号線、二見公民館がある前の道でございます。それと市道一一号線を結ぶ東西方向の道路の改善についてであります。計画性についてお伺いいたします。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

二見地区の東西方向の生活道路の改善ということですが、市といたしましては、新規道路計画を策定する場合、まず地元から要望書をいただき概ねのルートと位置について、「事業の効果」、「周辺環境」、「財政状況」などを総合的に考えなければならぬところであり、二見地区についても同様に、それらのプロセスを踏んで事業化が可能かどうか検証を行う必要があります。

議員お述べの道路についても同様に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）地域間の交流ができる生活道路として、また地域の活性化には欠かせないところであると思っておりますので、地元との協議も含め前向きな検討を切にお願いを申し上げます。

次の質問に移ります。

五番、二見漁港魚市線についての質問をさせていただきます。

（一）市の観光行政における位置付けと今後についてであります。過去二回の開催がありました。新鮮な魚を販売するという主な目的とキッズエリア等、幅広い年齢層の方々が賑わい楽しめるイベントとして開催されました。

まず開催の目的をお伺いいたします。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

二見漁港魚市線の開催の目的は、明治期に奈良県南部地域の物流拠点として南和鉄道の終着駅として栄えた二見川端駅、貨物線川端駅の役

割や地域振興の精神を二見物語として紡ぐ、また同地区の更なる活性化を目指し「ステージでのショー」、「鍋ONEグランプリ」、「雪合戦」、「もちまき」等を行い、主催者、出店者、参加者が一体となって交流を深めるというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）では過去の二回の実績と評価についてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

イベントを主催している実行委員会によりますと、昨年三月開催の第一回二見漁港魚市線の出店数は二十七店、今年三月開催の第二回二見漁港魚市線の出店数は三十五店で、それぞれ約八千人の来場者にお越しいただいているようでございます。

市といたしましては、二見地区の地域振興に大いに貢献していただいていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）ありがとうございます。

二回とも約八千人が来場されたと、かなりの賑わいがあったのではないかと開催の趣旨と言いますか充実した地域振興につながるイベントであったかと思えますけれども、今後の取組といたしまして、地元としましては三回目の開催を予定していると聞いておりますけれども、市としての今後の対応について伺いいたします。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

来年三月に第三回二見漁港魚市線が開催予定となっております。

開催の趣旨にもありますように、地域振興の観点から見ますと、大変有意義な催しであると考えております。しかし当初、このイベントは三年間という予定で始められた経緯がございます。今後は地域の自主事業として検討していただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）来年の三月に三回目の予定の準備というのが進んで行くだろうと思えますけれども、そのあと四回目以降、地域が自主的に検討していくということで、どうなるか分からないということですから、補助金を出していただけるのでしょうか。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

地域が自主的かつ自立的に取り組んでいくことに対して三年間支援をするものでございます。

今後、事業実施主体が自立することにより、地域の真の活性化につながるよう自走していただくことがこの交付金の目的でございます。今後これに代わる補助金はありません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）四回目以降の開催におきましては、自立して実績にしていこうということで分かったわけでございますけれども、こういった地域活性化イベントは野原の青空市場から始まり二見漁港魚市線、そして八月二十七日に開催されました新町でのきつねの森フェス、このようなイベントであると思います。

いずれにしても開催の趣旨は同じであると思われませんが、今後も各地域で有意義なイベントとなるようにお力添えをいただきたいと思います。っておりますので、協力態勢をよろしくお願い申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正）以上で四番宗部康寛議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、三時十分まで休憩いたします。

午後二時五十八分休憩に入る

午後三時九分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田 正）次に日程第二、議第三十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第三十五号 五條市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第三十五号、五條市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

お手元の議案書一ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例は、五條市いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に制定するもので、「いじめ防止対策推進法」に基づく「五條市いじめ問題対策連絡協議会」等の設置に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。それでは、議案書二ページから七ページまでを御覧いただきたいと存じます。

本条例の内容といたしまして、第一条では、設置の趣旨を定めております。

第二条では、五條市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の設置について定めております。

第三条では、連絡協議会の所掌事務を定めております。

第四条では、連絡協議会の組織について、委員は十人以内と定めております。

第五条では、委員の任期について定めております。

第六条では、連絡協議会の会長及び副会長について定めております。

第七条では、連絡協議会の会議について定めております。

第八条では、連絡協議会への関係者の出席等について定めております。

第九条では、守秘義務について定めております。

第十条では、連絡協議会の庶務について定めております。

第十一条では、五條市いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）の設置について定めております。

第十二条では、対策委員会の所掌事務について定めております。

第十三条では、対策委員会の組織について、委員は十人以内と定めております。

第十四条では、防止委員の設置について定めております。

第十五条では、臨時委員の設置について定めております。

第十六条では、対策委員会の委員長及び副委員長について定めております。

第十七条では、対策委員会の会議について定めております。

第十八条では、準用規定について定めております。

第十九条では、五條市いじめ問題に関する第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）の設置について定めております。

第二十条では、第三者委員会の所掌事務を定めております。

第二十一条では、準用規定について定めております。

第二十二条では、委任について定めております。

附則において、施行期日を平成二十九年十月一日からと定めております。

以上で議第三十五号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に日程第三、議第三十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第三十六号 五條市空家等対策協議会の条例の制定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第三十六号、五條市空家等対策協議会の条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

それではお手元の議案書九ページを御覧願いたいと存じます。

本条例の制定につきまして、五條市の空家対策において空家対策計画の実施に関する協議を行うに当たり、有識者の専門的な知見を空家等対策計画に反映させるため平成二十七年五月二十六日に制定した空家対策の推進に関する特別措置法第七条第一項の規定に基づくものであります。

まず第一条につきましては、協議会の設定について定め、第二条ではこの条例における所掌事務について定めております。

第三条では協議会の組織について。

第四条では委員の任期について。

第五条では協議会の会議について定めております。

第六条では協議会において必要がある場合は関係者に出席を求め、意見の聴き取り等を求めることができることについて定めております。

第七条では協議会の庶務について定めております。

第八条で委員の守秘義務について。

第九条では委任について定めております。

なお附則におきましては、この条例の施行日について定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に日程第四、議第三十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第三十七号 五條市支所設置条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。森川西吉野支所長。

〔西吉野支所長 森川義彦登壇〕

○西吉野支所長（森川義彦）ただいま上程いただきました議第三十七号、五條市支所設置条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十一ページから十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の一部改正につきましては、平成二十六年から二十八年度に掛けて実施しておりました、西吉野町城戸の一部の地籍調査が完了し、西吉野支所の所在地番が変更となったため、本条例第二条の表中「五條市西吉野町城戸一二二番地」を「五條市西吉野町城戸一二二番地の一」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成二十九年十月一日から施行するものとしております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に日程第五、議第三十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第三十八号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）ただいま上程されました議第三十八号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十三ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、農業委員会等に関する法律の改正、附属機関の新規設置等に伴い、規定の整備を行うものであります。それでは、改正する内容につきまして説明を申し上げます。

議案書十四ページを御覧願います。

内容でございますが、第一条では、本則第二条に規定されております報酬の支給について、第二項において議会議員が兼ねる職名に「農地利用最適化推進委員」を加えることとし、本則第一条の報酬及び第四条費用弁償としての旅費を定めている別表に規定しております農業委員会委員の会長報酬「月額四万七千円」を「月額三万七千円」に、農業委員報酬「月額四万円」を「月額二万六千円」に改め、新たに農地利用

最適化推進委員の職名を加え、報酬を「月額一万九千円」とし、旅費としての費用弁償の額については、他の委員と同様に規定するものであります。

第二条では、いじめ防止対策推進法に基づく「五條市いじめ対策委員会」、「五條市いじめ問題に関する第三者委員会」及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「五條市空家等対策協議会」を設置することに伴い、本則第一条の報酬及び第四条費用弁償としての旅費を定めている別表中に職名として、第五十四項「五條市いじめ対策委員会委員」、第五十五項「五條市いじめ対策委員会防止委員」、第五十六項「五條市いじめ対策委員会臨時委員」、第五十七項「五條市いじめ問題に関する第三者委員会委員」及び第五十八項「五條市空家等対策協議会委員」を加え、報酬を「五條市いじめ対策委員会委員」及び「五條市いじめ問題に関する第三者委員会委員」については「月額五千元」とし、「五條市いじめ対策委員会臨時委員」、「五條市いじめ問題に関する第三者委員会委員」及び「五條市空家等対策協議会委員」については「月額五千元」とし、それぞれの旅費としての費用弁償の額については、他の委員と同様に規定するものであります。

なお、附則につきましては、施行期日として第一条でこの条例は公布の日から施行することとし、第二条の規定については平成二十九年十月一日から施行することとしております。

経過措置として、附則第二条では第一条の規定は現に在職する農業委員会委員の任期中においては、改正前の条例がその効力を有することとしております。

以上、議第三十八号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に日程第六、議第三十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第三十九号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）ただいま上程されました議第三十九号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十七ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、市財政の一層の健全化を図るため、市長及び副市長の給料を抑制するものであります。それでは、改正する内容につきまして、説明を申し上げます。

議案書十八ページを御覧願います。

内容につきましては、第三条の給料を定めております別表第一中、市長の給料月額について、現行の「八十一万二千元」を「七十七万円」に、同じく副市長の給料月額を、現行の「六十八万四千元」から「六十四万九千元」にそれぞれ改めるものであります。

なお、附則につきましては、施行期日を平成二十九年十月一日からとしております。

以上、議第三十九号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）理事者側三役の給料ですけれども、過去八年間にわたっての推移について、どのぐらい変化があるのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

八年という区切りではないのですけれども、平成十八年四月一日にこれまでの給与、市長で九・八パーセントカット、副市長で九・五二パーセントカットという改正をさせていただきます。

その次が平成二十二年四月一日（議場に声あり）金額、はい、すいません。給料につきましては、市長が九十万二千元、副市長が七十六万

円、平成十八年四月一日の改定金額です。

平成二十二年四月一日でございます。市長給与が八十一万一千円、一〇・〇一パーセントの減額、それから副市長が六十八万四千円、一〇パーセントの減額、続きまして平成二十三年七月一日でございます。市長が六十四万八千八百円、二〇パーセントのカット、副市長が五十八万一千四百円、一五・パーセントカットでございます。

平成二十七年四月二十四日でございます。先の平成二十三年七月一日の給与カットを元に戻しまして、市長が八十一万一千円、副市長が六十八万四千円、現行の金額となっております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）総務文教常任委員会の方で付託されると聞いておりました、委員外でございますので質問は今の機会しかございませんのでさせていただきますと思います。

今回の改正に当たった理由、こういった理由で下げられるのか。ただここに記載してありますように、財源的なものを補うために行うのであれば以前の市長に当選なされたときですか、六十四万四千円でもいいのではないかと感じたりするのですけれども、その辺の意図を教えてくださいいただけますか。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の給与改定に伴う理由と言いますか、根拠でございます。

近畿圏内の人口三万人以上四万人未満の市平均給与月額でございますが、市長職で七十八万六千三百八十九円、副市長職で六十六万六千八百六十七円ということで、今回その市平均金額に近づけるよう市長給与を七十七万円、副市長給与を六十四万九千円としたということがございます。

以上でございます。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に日程第七、議第四十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四十号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）ただいま上程されました議第四十号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十九ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、市財政の一層の健全化を図るため、教育長の給料を抑制するものであります。それでは、改正する内容につきまして、説明を申し上げます。

議案書二十ページを御覧願います。

内容につきましては、第二条第一項に規定されております教育長の給料月額について、現行の「六十万六千円」を「五十七万五千円」に改めるものであります。

なお、附則につきましては、施行期日を平成二十九年十月一日からとしております。

以上、議第四十号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）三十九号と同じような質問でございます。推移並びに改正の主な理由を教えてくださいませんか。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

今回、市長、副市長、給与減額と同様に取り扱うということをごさいますして、給与月額を五パーセントカットということをごさいます。
以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）過去の推移を教えてくださいいただけますか。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどと同じ順番でございます。

平成十八年四月一日、六十七万四千円でございます。前回から八・九二パーセント減額ということでございます。

同じく平成二十二年四月一日でございます。六十万六千円でございます。前回比一〇・〇九パーセントのカットということになります。

同じく二十三年七月一日、五十一万五千円でございます。減額率はマイナス一五パーセントでございます。

同じく平成二十七年四月二十四日以降、給与カットを戻しまして六十万六千円、一五パーセントの増ということでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）先ほどのおっしゃっていただきました人口三万人前後の都市の平均の報酬を教えてくださいいただけますか。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

申し訳ございません。教育長の近畿圏内の状況を調べておりません。失礼いたしました。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）私たち総務文教常任委員会に属していない議員は今しか聞く機会がございませぬ。きちつと答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

ちよつとデータのもとが異なるんですけれども、教育長につきましてはデータが全国の市での平均給与が出ておりまして、給与の額は平成

二十八年度の全国平均で六十三万九千四百七十一円となっております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）政令都市も含んだ市になるんですよね。それじゃあ比較にならないと思うんですよ、そうした最初に市長の全国の同じような条件のもとでの平均率を出しておるならば、当然のことながら同じ比較対象になるはずですよ。そうした中で調べてないというのはいかなものかなと思いますよ。上程する以上はここできちっとした答弁を出せるような状態で臨んでいただきたいと思うのですけれども、議長、取り計らいお願いいたします。

○議長（吉田 正）山口議員、お述べのとおりだと思うんですけども、今度の総務文教常任委員会までに調べさせるというのは……（議場に声あり）山口議員。（議場に声あり）

○九番（山口耕司）今出していたいただいた判断基準ですと、反対に教育長の給料上げなければいかんような……（笑声）、データになると思うんですよ。

別に私は今でなくても後で何ぼでも聞けますけれども、そういった取組に対して……、まして私はあらかじめ質問するよと告知してあったにもかかわらずこういった答弁しか返ってこないのですよ……。

○議長（吉田 正）意見調整のため暫時休憩します。

午後三時三十七分休憩に入る

午後四時二分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

事務的に不備がありましたので、書類が出来上がるまで暫時休憩します。

午後四時二分休憩に入る

午後四時十分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

資料を配布させます。

九番山口耕司議員の質問に対する答弁をもらいます。山田理事。

○理事（山田和宏）貴重なお時間、審議を止めまして大変申し訳ございません。

先ほどの九番山口議員の御質問に対する回答をさせていただきます。

同様に近畿圏内の人口三万人以上四万人未満の市平均の教育長の平均給与月額につきましては、六十一万二千四百四十四円でございます。

改定の根拠といたしましては、市長、副市長の減額に伴う同様の措置ということで今回教育長の給料も五パーセント減額ということにさせ

ていただいております。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今同様の措置ということでしたがけれども、三十九号でいただいた答弁では、平均金額に近づけるといふ答弁でございました。同様の措置にしますと、この平均金額よりかけ離れた額になるうかと思うのですけれども、元の金額のままでも平均金額に近い状態でややオーバーする程度なのに、なぜ下げるのか、その辺の考えをもう一度尋ねたいと思います。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど八年前からの給与改定の推移の御説明をさせていただいたと思うのですけれども、過去十八年、二十二年、二十三年、二十七年いずれも市長給与減額に伴う同様の措置を三役やっていたという流れで、今回も同じく五パーセントカットということの方針ということとでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ここに出されておる以上は、私たちの判断によるかと思うのですけれども、いわゆる私の判断は整合性がないというふう

取らせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）私、総務文教常任委員会でまたお話しさせていただきましたけれども、この話を聞いておったら、全然今山口議員も言われているけれども整合性がないやん。金額がどうのこうのというよりも、財政健全化という旗印の下で話してますんやろ、それが全国の平均とか、そら三万市民の平均とかって、どっちなんですか。財政健全化なのか、人口の割合で見たときに高いとか安いとか判断しておるのか、財政健全化ってここにうたわれておりますやん。

そして市長の給料はさっき話があったけれども、今理事が市長給与に伴って三役もという話やから、話を戻すけれどもね、市長が最初立候補したときに二〇パーセントカットするというのは公約や、これ。いつの間にかまた八十一万円に戻つとる。そしてまた今五パーセント下げるといふことですやろ、これ。八十一万は高いさかいに、二〇パーセントカットして六十万円ですか、これは市長の公約やん。だからそんなんね、公約やから財政健全化とか三万市民の市町村の平均見るとか、私はそんな問題と違うと思う、公約は公約や。だからこんな議論になれへんのちがう、と僕は思います。答弁は結構です。

○議長（吉田 正） 市長。

○市長（太田好紀） 答弁は結構ということですからけれども、益田議員の質問に、ちょっと誤解をしておりますので、それだけは答弁をさせていただきますたい。

私が市長に就任したとき、公約として二〇パーセントカットということは、これは当然益田議員がおっしゃったとおりであります。これは一期の四年間という任期付きの四年間ということでした。私は次のときに市長になるかならないかということ、一期、一期という形の中の形でやったと、そやから公約どおり私が二期目に対しては、それが現状に戻つたと、そういう形の観点から今財政が大変厳しいと、議員からも大変ないろんな面に対して縮減しろというそういう観点から今後五年間の大変厳しい財政状況の中で、私たちは自ら身を切ると、そうすることによって議員の皆さんにも御理解いただけると、そういう観点から今回、当然十一月には選挙もございます。そういう観点から九月定例会において、このように出したということで、少し御理解をさせていただいていないので、その辺だけ説明不足として御回答させていただきます。

以上です。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託します。

○議長（吉田 正）次に日程第八、議第四十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四十一号 五條市企業立地の促進等に係る市税の特別措置条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。和田総務部長。

〔総務部長 和田剛明登壇〕

○総務部長（和田剛明）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十一号、五條市企業立地の促進等に係る市税の特別措置条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十一ページより御覧をいただきたいと存じます。

本案は、当該条例の上位法でございます企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が、去る平成二十九年七月三十一日付けで施行されたことに伴い、当該条例の題名及び条文中の文言の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書二十二から二十三ページを御覧いただきたいと存じます。

まず条例の題名でございますが、「企業立地の促進等」を「地域経済牽引事業の促進」とした上、「五條市地域経済牽引事業の促進に係る市税の特別措置条例」と改めるものでございます。

次に本則第一条並びに第二条でございますが、上位法となる法律の名称が「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」から「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に変更されたことを受け、条文に引用いたしております法令の名称及び条項等をそれぞれ変更し、御覧のように改めるものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日と経過措置について定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に日程第九、議第四十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四十二号 五條市子ども・子育て会議条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第四十二号、五條市子ども・子育て会議条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十四ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、就学前教育・保育を一体的に推進するための規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十五ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第二条第一項及び同条第二項につきましては、子ども・子育て会議の所掌事務に教育委員会の諮問に応じて調査審議すること及び重要事項に関し教育委員会に意見を述べることができる規定を加えるものでございます。

次に、第三条第三項につきましては、会議の委員の委嘱、又は任命について教育委員会の意見を聞く旨の規定を加えるものでございます。第八条につきましては、会議の庶務を教育委員会が指定する所属も行う旨の規定を加えるものでございます。

附則につきましては、施行期日及び現に在任する会議の委員に関する経過措置を規定するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に日程第十、議第四十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四十三号 五條市介護保険条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第四十三号、五條市介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正に伴うものでございます。

改正内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十七ページを御覧いただきたいと存じます。

条例第十五条におきまして、文書等の提出命令に従わず、当該職員の質問に対して虚偽の答弁をした場合等の過料の規定について、介護保険法の規定に合わせて改正するもので、「第一号被保険者」を「被保険者」に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）第十五条中、第一号被保険者を被保険者に改めるということですが、第一号被保険者の場合と被保険者に改正された場合の変化ですね、それはどのように変わることになるんですか、その影響をちよつと具体的に答弁していただけますか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

これまでは文書等の提出命令に従わなく、又当該職員の質問に対して虚偽の答弁をした場合に被保険者と第一号被保険者の妻と同一の世帯の者については罰則規定がございました。改正後は、被保険者全員と第一号被保険者並びに第二号被保険者の配偶者及び世帯の者にも罰則規定が適用されるようになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）罰則規定の内容がちよつと分かりませんが、現在でも介護保険料を滞納すると三つの罰則がやられております。もう内容は省きますけれども、いわゆる介護保険料が払えないということは、これはもう収入が少くないということに困っている人が主な対象になるわけですからね、だからやはり今回被保険者に改正されるということは対象が今までよりも広がるということになりますわな。

したがいまして、この罰則規定そのものにも問題があると思えますけれども、この法律の運用については所得の少ない人が払えないという状況の中での現状をよく踏まえて、罰則ばかりを厳しくするということがないように申し上げておきたいというように思います。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に日程第十一、議第四十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四十四号 五條市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第四十四号、五條市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十八ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴うものでございます。主な改正内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十九ページを御覧いただきたく存じます。

条例第四條第一項第三号におきまして、主任介護支援専門員の要件を介護保険法施行規則の規定に合わせて改正するもので、主任介護支援専門員の更新研修の期間の定義が「五年を超えない期間ごと」と不明確であったため、原則「五年を経過すること」に更新されるよう見直しを行うものでございます。

附則におきましては、施行期日及び平成二十六年年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対する経過措置を介護保険法施行規則の規定の引用により定め、本条例の改正前の一部を改正する条例の附則について、経過措置の条文を削り、条文を整理する改正を行うものでございます。

以上で議第四十四号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に日程第十二、議第四十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四十五号 五條市営住宅条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。平田都市整備部長。

〔都市整備部長 平田耕一登壇〕

○都市整備部長（平田耕一）ただいま上程いただきました議第四十五号、五條市営住宅条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書、三十一ページを御覧願います。

このたびの改正は、第七次一括法による公営住宅法改正により公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の条ずれに対応するもので、五條市営住宅条例中引用している箇所について一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、三十二ページを御覧願います。

改正の内容といたしましては、五條市営住宅条例の（同居の承認）第十二条第一項中で引用している、公営住宅法施行規則「第十条」を「第十一条」に改めるものでございます。

続きまして、五條市営住宅条例の（入居の承継）第十三条第一項中で引用している、公営住宅法施行規則「第十一条」を「第十二条」に改めるものでございます。

続きまして、五條市営住宅条例の（収入の申告等）第十五条第二項中で引用している、公営住宅法施行規則「第八条」を「第七条」に改めるものでございます。

続きまして、五條市営住宅条例の（市営住宅建替事業に係る家賃の特例）第三十九条及び（公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例）第四十条中で引用している、公営住宅法施行令「第十一条」を「第十二条」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で議第四十五号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）改正後は市営住宅入居条件が、全ての人を対象に一層厳しくなるとかね、市営住宅の料金が全てを対象に高くなるとかと

いうことにはなりませんか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。

改正法の内容としましては、家賃の算定などについては変化がありません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）入居条件は厳しくなりませんか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。

ならないと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に日程第十三、議第四十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四十六号 五條市上水道事業給水条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。松本水道局長。

〔水道局長 松本武士登壇〕

○水道局長（松本武士）ただいま上程いただきました議第四十六号、五條市上水道事業給水条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十三ページから三十六ページを御覧願います。

今回の改正につきましては、五條市水道料金等審議会からの答申を受けまして、水道料金の改定を行うため本条例の一部を改正するものとさせていただきます。

議案書三十四ページの表を御覧願います。

本条例第二十六条一項の表を次のように改めます。

普通用の基本料金を一箇月につき、五立方メートルまで一千二百四十円とし、一〇立方メートルまでを、現在の一千二百四十円から一千五百七十円に引き上げ、二段階の基本料金を改めます。

次に、普通用の従量料金を一立方メートルにつき、一〇立方メートルを超え、二〇立方メートルまでのものを、現在百五十五円を百八十五円に改めます。

二〇立方メートルを超え、五〇立方メートルまでのものを、百九十円から二百二十五円に改めます。

五〇立方メートルを超え、一〇〇立方メートルまでのものを、二百三十五円から二百八十円に改めます。

百立方メートルを超えるものを、二百七十円から三百二十円に改めます。

次に、浴場用につきましては、一〇〇立方メートルまでの基本料金を、七千円から八千二百円に改め、従量料金では、一立方メートルにつきましては、七十円から八十五円に改めます。

次に、プール用につきましては、三〇〇立方メートルまでの基本料金を、三万円から三万五千四百九十円に改め、従量料金では、一立方メートルにつきましては、二百十円から二百五十円に改めます。

また、第二十六条第二項の表を次のとおり改めます。

工場用につきましては、一立方メートルにつき現在の百九十円から二百二十五円に改めます。

次に、附則といたしまして、施行期日を、平成三十年四月一日からの施行といたします。

経過措置といたしまして、二、施行日前から継続して給水している水道の使用について、支払料金の経過措置を規定したものであります。

三、といたしまして、平成三十年五月一日から平成三十一年四月三十日までの間に、料金の支払いを受ける権利の確定される料金につきましては、新条例第二十六条第一項及び第二項の規定の適用を次のとおりといたします。

議案書、三十五ページ、中ほどの表を御覧ください。

普通用の基本料金を一箇月につき、五立方メートルまで一千二百四十円とし、一〇立方メートルまで一千三百七十円といたします。

次に、普通用の従量料金を一立方メートルにつき、一〇立方メートルを超え、二〇立方メートルまでのものを百七十五円といたします。

二〇立方メートルを超え、五〇立方メートルまでのものを二百十円とします。

五〇立方メートルを超え、一〇〇立方メートルまでのものを二百六十円とします。

一〇〇立方メートルを超えるものを、三百円といたします。

次に、浴場用につきましては、一〇〇立方メートルまでの基本料金を七千七百円とし、従量料金では、一立方メートルにつき八十円といたします。

次に、プール用につきましては、三〇〇立方メートルまでの基本料金を三万三千三百三十円とし、従量料金では、一立方メートルにつき二百三十円といたします。

また、同条第二項につきましては、議案書三十六ページのとおり工場用につきましては、一立方メートルにつき二百十円といたします。

以上、議第四十六号、五條市上水道事業給水条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「一番」、「三番」の声あり）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）水道料金の値上げということなんですけれども、例えば五條市の平均的な一般家庭の水道料金が幾らぐらいから幾らぐらい

の負担増になるのか。この辺どうですか検証されていますか。

○議長（吉田 正）水道局長。

○水道局長（松本武士）一番養田議員の御質問にお答えいたします。平均して一九パーセントの増となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）例えば前年度と比較すると、この料金に変わると収入が一九パーセント増になると、個々この世帯の、例えば一般家庭に対して大きくウエイトを占めているとかそういうことではなくて全体的によく似た同率で上がるというような判断でよろしいですか。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）一番養田議員の御質問にお答えいたします。

議員お述べのとおりでございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）この料金に関しては過去の一般質問で、私もいろいろ御提言もさせていただき、またお願いもさせていただいた結果、審議会に掛けていただいてこういうことが出てきておると思うのです。

そこでちょっと二、三お尋ねしたいと思うのですけれども、例えばこの一〇立方メートルを超え二〇立方メートルまで、二〇立方メートルを超え五〇立方メートルまで、四つぐらい普通用は分かれていますよね、この五條市の世帯で、この比率分布はどうなっていますか。例えば一〇立方メートルから二〇立方メートルは五條市全体の所帯数の何パーセントである、どの世代の人に負担率が偏っていないのかどうか、というところは御検証いただいていますでしょうか。それでここで見たら基本料金は下げます。単価は上がりますということやと思うのですけれども、その辺はどのように検証されておるか、まずそれをお答えいただけますか。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

結構細かい数字なんですけれども、言わせてもらってよろしいですか。一から五で……。 （議場に声あり）

ちよっと待ってください。

問

（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今集計していただいているみたいなので、していただいている間にほかの質問をさせていただいてよろしいですか。これに関して、この議案に対して。

今後、これを来年四月一日から実施されるということですよ。それまでの間、市民の皆様に対してどのような周知方法をされるのか、それはもうお考えいただいていますでしょうか。約半年余りですよ、その間に前もお話させていただいたように、どんな家庭、裕福な家庭であろうかという家庭であろうか、いろんな家庭があると思うんですよ。平均して家計に直撃します。まして今の時代見ていたら、夫婦共働きで子育てをしていたらいる家庭も多々あります。そこに向けて直撃するようなことやと思うんですよ。かといって、値上げせなしゃないということは分かるんですけども、ただそういう人たちに対して負担を少なく取り組んでいただけるようにということは、以前一般質問でお願いしてあると思うんですよ。それに対してどのような周知方法をお考えなのかということをお答えいただけますか。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

まず自治会に対しまして説明をさせていただきました。それから市民の方については広報、それからインターネット等で周知する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）恐らくね、その周知方法では不十分であると思います。つい先般も私ある市民の方と今後近い将来、水道料金も上がってきますよということで、事前にお知らせすることによって少しでも備えをしていただけるかなということでお話させていただいたところ、大半の人が御存じなかったです。今自治会にお話しさせていただいたと言っているけれども、自治会はどこまでそれを自治会員さんに周知していただいているのか、一方通行で言うたよ、でも聞いた人は理解していない、これでは周知にならない。そしてインターネットと言っ

すよね。御高齢の方がインターネット扱えますか。

どうして周知するかということをもう一度再検討いただけたらと思います。答弁いただけますか。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

これから広報も含めてそれから検針の方にもそういうふうな文書なりを投函してもらおうとか、そういうことも含めて検討していきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）さっきの答えを先に……松本水道局長。

○水道局長（松本武士）牧野議員の先ほどの質問にお答えさせていただきます。

一立米から五立米までが七・六パーセント、六立米から一〇立米が一三・四パーセント、一一立米から二〇立米が二八・二パーセント、二一立米から五〇立米までが三四・七パーセント、五十一立米から一〇〇立米までが二・七パーセント、そして一〇一立米以上が一・三パーセントとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の答弁がね、この今お示しいただいている表と答弁が整合性ない、整合性というか、違う、それを足したらこれになるのかしらんけれども、これに対してお答えいただけたら。

問

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

一一立米から二〇立米までが二八・二パーセント、二一立米から五〇立米が三四・七パーセント、五一立米から五〇〇立米までが二・七パーセントとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）まだありますか。三回までと決まっていますので内容を要約して……最後にしてよ。議会条例で質疑は三回までと決まっています。あるんやったら構いません、最後に一回やってください。三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）この件に関してはまた改めて違った場所でお尋ねします。

この値上げした実施期間というのはいつまでってあるんですか。確か私以前に、値上げするのであったら、家計の負担を軽減するために少しでもそれに対応できる期間を設けるために、段階的にということも踏まえてお願いしたいということ言わせてもらったんですよ。それが尊重されておるかされていないか、されておるのであれば段階があるはずなんです。そのところだけ教えていただけますか。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

二年間にわたって、一九パーセントに上げていく段取りでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）水道料金を値上げするということですが、水道料金の会計はどないなってるん、赤字が続いておるさかいに上げらなあかんわけ。上げらんなん理由はなんで。私、上げんなどは言っていないんやけども。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

収益的収支については二十八年度では二千万ほど黒字なんですけども、その黒字の部分を、要は減価償却費とか損益勘定留保資金の方に回しますので、そこから建設費とか、そういうものに対して費用を負担するので、赤字となってきました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）実際は今の水道料金の徴収というか収入では、赤字会計ということやな。赤字やな。赤字やと言うとんのやる。そしたら前に市役所に貸しておった二億円の金は返してもらっていると思うけれども、それももう使い込んでしまってるの。役所に貸しとったやる、二億円。それを私がやかましく言って、水道局の金を役所に二億円貸しておって、水道料金上げるって言ったたらそなんん市民は黙っとれへんで

って、そんな貸す金あるのに水道料金上げんのかよってなるさかい返してもらえって言うて、返してもらっているはずや。そのお金もう食い込んでしまってるわけ。赤字で。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

積立金としては何ぼかあるんですけども、その部分も含めて要は漏水の箇所であったりとかそういうふうなところに資金を回していくという事で、赤字になってくるということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）三回とか言うところさかいに……。

二億円の返してもらったお金は積み立てしてあるのかよ、そのまま食い込んでいったんのかよって聞いたんや。

その二億円の金を積み立てしたってね、一九パーセントか二〇パーセント近い料金を上げるということは、市民は納得、得難いのと違うのかなど、要するに二億円をため込んで今度赤字やさかいと言って水道料金値上げしてくれということはな、市民には御理解を得にくいと思うのかと思うさかいに、二億円の返してもらったものはそのまま積立で、何かのときにということ置いてあるのかと聞いたんや。それをちよびちよび食い込んでしまとんのかえ。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

二億円についてはもう使っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に日程第十四、議第四十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四十七号 平成二十九年五條市一般会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。和田総務部長。

〔総務部長 和田剛明登壇〕

○総務部長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第四十七号、平成二十九年五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十九年五條市一般会計補正予算書（第二号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び債務負担行為並びに地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、三億五千三百九十六万九千円を追加し、これに伴う予算総額は、歳入歳出共に百九十五億七千九百九万一千円となるところでございます。

それでは、歳出予算の補正より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、九ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、十二目安全対策費、八節報償費の三十万円及び十三節委託料の八百四十万円でございますが、地籍調査事業費を予算化するものでございまして、陸上自衛隊駐屯地の誘致に向け、候補地の詳細を早期に明らかにし、国等への要望活動を円滑に進めるための地籍調査を実施するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、三百四十三万二千円を県負担金として見込んでおります。

次に、同項十五目大塔支所費、十一節需用費の五百九十万円でございますが、修繕料を追加するものでございまして、大塔支所の空調設備故障による器具の取り替え等を実施するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を、ふるさと五條市応援基金繰入金として見込んでおります。

次に、同項十八目基金費の二億円でございますが、基金積立金を追加するものでございまして、地方財政法第七条の規定に基づき、平成二十八年年度一般会計決算剰余金の一部について、公共施設整備基金への積み立てを行うため、所要の経費を計上いたしております。

次に、四款衛生費、二項清掃費、二目塵芥処理費、十五節工事請負費の一億二千八百万円でございますが、ごみ中継施設整備事業に係る予

算を追加するものでございまして、平成三十年度末の事業完了に向け、敷地造成工事及び上水道引込工事を前倒して実施するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、一千六百二十八万五千円を国庫支出金として、また、一億一千七十万円を過疎対策事業債として見込んでおります。

次に、同目十八節備品購入費の八百四十万円でございますが、事業用重機購入費を追加するものでございまして、みどり園で一時保管された粗大ごみの積替え等に用いる油圧ショベル、これは平成六年度購入でございまして、二十三年が経過いたしております。これが経年劣化による故障のため使用不能となったことから、その購入について、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を、過疎対策事業債として見込んでおります。

次に、五款農林業費、一項農業費、一目農業委員会費、一節報酬の二十四万四千円でございますが、委員報酬を追加するものでございまして、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、十二月一日付けをもって新たに農地利用最適化推進委員が設置されることにより、現計予算に不足が生じるため、所要の経費を計上いたしております。

恐れ入りますが、十ページから十一ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、九款教育費、一項教育総務費、四目学校等適正化事業費、一節報酬の七万五千円でございますが、委員報酬を追加するものでございまして、五條市子ども・子育て会議条例の規定に基づき、七月十二日付けをもって新たに認定こども園設置検討部会が設置されたことにより、現計予算に不足が生じるため、所要の経費を計上いたしております。

次に、同款三項小学校費、二目教育振興費、二十節扶助費の百二十一万八千円並びに四項中学校費、二目教育振興費、二十節扶助費の百四十二万二千円でございますが、準要保護新入学児童生徒学用品費等扶助費を追加するものでございまして、文部科学省通知等を踏まえ、援助が必要な新入学児童・生徒の学用品の入学前準備について、平成三十年度入学の児童・生徒より対応するため、所要の経費を計上いたしております。

次に、同款六項社会教育費、十一目青少年指導対策費、一節報酬の一万円でございますが、委員報酬を予算化するものでございまして、五條市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定に伴い、必要となる委員報酬について、所要の経費を計上いたしております。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十四款国庫支出金において、一千六百二十八万五千円を、十五款県支出金において、三百四十三万二千円を、十八款繰入金において、五百九十万円を、十九款繰越金において、二億八百二十五万二千円を、二十一款市債において、一億二千十万円をそれぞれ追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

歳入は、以上でございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

恐れ入れますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。

第二表債務負担行為補正でございますが、ごみ中継施設敷地造成事業の実施に伴い、翌年度支出分について、債務負担行為を設定するものでございまして、期間を平成三十年度とし、限度額を一億九百万円といたしております。

なお、当該敷地造成事業につきましては、先ほど御説明申し上げました補正額と合わせ、事業予算総額は二億九百万円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に日程第十五、議第四十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四十八号 平成二十九年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。竹本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 竹本勝治登壇〕

○すこやか市民部長（竹本勝治）ただいま上程いただきました議第四十八号、平成二十九年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十九年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ四百八十二万二千円を追加して、歳入歳出の予算総額を五十三億三千六百八十二万二千円とするものでございます。

次に、歳出につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの下段の歳出を御覧いただきたいと思えます。

八款保健事業費、一項特定健康診査等事業費、一目特定健康診査等事業費、十三節委託料四百八十二万二千円の増額につきましては、特定健康診査等事業の未受診者対策勸奨事業費を追加するものであり、五百六十万円の事業費を見込んでおります。

補正の理由といたしまして、当初は特定健康診断の未受診者対策として、県の補助事業で電話勸奨事業を予定しておりましたが、電話勸奨事業に加え受診データ等の分析を行うことにより、更なる受診率向上につながることから、県と協議の結果、より有利な国庫補助事業としての事業実施に向けた財源の更正等を行うものでございます。

次に、歳入につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、同ページの上段の歳入を御覧いただきたいと存じます。

三款国庫支出金、二項国庫補助金、一目財政調整交付金、一節財政調整交付金五百六十万円の増額をいたしました。

次に、六款県支出金、二項県補助金、一目都道府県財政調整交付金、一節都道府県財政調整交付金七十七万八千円を減額し、歳出に合わせ四百八十二万二千円の増額を行うもので、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に日程第十六、議第四十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四十九号 平成二十九年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第四十九号、平成二十九年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十九年五條市介護保険特別会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。
まず、一ページにつきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算額につきましては、歳入歳出それぞれ五千六百三十二万六千円の追加をし、歳入歳出の予算総額を四十二億四千四百九十二万六千円とするものでございます。

それでは、五ページの歳出から御説明申し上げます。

四款基金積立金、一項基金積立金、一目介護保険財政調整基金積立金、二十五節積立金四千九百三十二万五千円につきましては、平成二十八年年度決算余剰金から国・県・支払基金へ返還する金額を差し引いた残高を基金へ積み立てるものでございます。

次に、五款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金、二十三節償還金利子及び割引料七百万一千円につきましては、平成二十八年年度介護保険特別会計の精算によります国庫・県費・支払基金への返還金でございます。

次に、四ページの歳入につきまして、御説明申し上げます。

五款支払基金交付金、一項支払基金交付金、二目地域支援事業介護予防交付金、二節過年度分介護予防事業交付金六万六千円につきまして、過年度分の精算によります地域支援事業交付金の追加でございます。

次に、八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節前年度繰越金五千六百二十六万円を追加いたしましたして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に日程第十七、認第一号から認第十号までの十議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）認第一号 平成二十八年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について。

認第二号 平成二十八年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第三号 平成二十八年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認第四号 平成二十八年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第五号 平成二十八年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第六号 平成二十八年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第七号 平成二十八年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認第八号 平成二十八年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第九号 平成二十八年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認第十号 平成二十八年度五條市水道事業会計決算認定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。松本会計管理者。

〔会計管理者 松本智美登壇〕

○会計管理者（松本智美）ただいま上程をいただきました認第一号から認第十号までの平成二十八年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十八年度五條市歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページから三ページをお開き願います。

五條市会計別歳入歳出決算総括表により、要点のみにつきまして御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、歳入歳出予算現額二百三十三億一千六百三十六万七千八百八十八円に對しまして、収入済額二百九億二千二百六十一万二千八百八十二円、支出済額二百四億五千六百三十五万五千四百三十七円でございます。歳入歳出差引額は、四億六千六百二十五万六千六百四十五円でございます。

また、翌年度への繰り越すべき繰越事業費は、十三億六千七百七十五万二千八百三十七円でございます。

恐れ入りますが、三百七十六ページを御覧願います。

「実質収支に関する調書」でございます。

区分四の「翌年度へ繰り越すべき財源」が、繰越事業費のうち、八千百十六万九千四百八十円でございます。したがって、区分三の「歳入歳出差引額」から、この区分四の「翌年度へ繰り越すべき財源」を差し引きいたしました。平成二十八年度一般会計の実質収支額は、区分五のとおり、三億八千五百八十七万七千六百六十五円の黒字決算となります。

それでは、先ほどの二ページから三ページにお戻り願います。

続きまして、認第二号の国民健康保険特別会計につきまして御説明申し上げます。

予算現額五十三億一千二百四十二万二千円に對しまして、収入済額四十九億七千二百八十九万七百二十五円、支出済額四十八億六千九十八万九千四百五十四円でございます。歳入歳出差引額は、一億一千九十九万一千二百七十一円の黒字決算となり、このうち国民健康保険財政調整基金に五千万円を繰り入れ、残り六千九百九十九万一千二百七十一円を平成二十九年度へ繰越いたしました。

この内容につきましては、決算書の四百十六ページに計上してございますので、後ほど御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第三号の簡易水道特別会計につきましては、予算現額六億三千二百十万円に對しまして、収入済額四億四千五百八万八千八百七十九円、支出済額四億三千三百六万八千七百八十七円でございます。これを差し引きいたしました平成二十八年度の実質収支は、一千二百二万九千二百円となり、この残額は五條市水道事業に統合されたことに伴い、五條市水道事業会計へ引き継ぎました。

次に、認第四号の下水道事業特別会計につきましては、予算現額十三億一千二百万円に對しまして、収入済額十一億二千三百五十一万七千六百四十九円、支出済額十一億二千三百三十八万七千六百四十九円でございます。歳入歳出差引額は十三万円となります。

なお、平成二十九年年度への「繰越事業に伴う繰り越すべき財源」が、繰越事業費一億六百七十二万円のうち、十三万円でございますので、これを差し引きいたしました平成二十八年度の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

この内容につきましては、四百六十二ページに計上してございます。後ほど御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第五号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額二千三百三十万円に對しまして、収入済額二千二百六十八万六千六百六十六円、支出済額二百四十六万八千六百六十六円でございます。歳入歳出差引額は一千九百七十万円となります。

なお、繰越事業費一千九百七十万円、平成二十九年年度への「繰越事業に伴う繰り越すべき財源」が、一千九百七十万円でございますので、平成二十八年度の実質収支はゼロ円の決算となります。

この内容につきましては、四百七十八ページに計上してございます。後ほど御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第六号の介護保険特別会計につきましては、予算現額三十九億五千二百三十三万八千円に對しまして、収入済額三十六億五千二百七十五万五千三百五十七円、支出済額三十五億九千六百四十九万四千九百九十四円でございます。歳入歳出差引額は、五千六百二十六万一千六百六十三円の決算となります。

次に、認第七号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額四千九十万円に對しまして、収入済額三千五百八十七万七千二百五十五円、支出済額三千五百八十七万七千二百五十五円でございます。これを差し引きいたしました平成二十八年度の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

次に、認第八号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額四百二十万円に對しまして、収入済額四百七万四千三百七十二円、支出済額四百七万四千三百七十二円でございます。これを差し引きいたしました平成二十八年度の実質収支はゼロ円の決算となります。

次に、認第九号の後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額四億四千万円に對しまして、収入済額四億一千三百二十万八千九百二十六円、支出済額四億一千二百七十六万四千三百三十二円でございまして、歳入歳出差引額は、四十四万四千五百九十四円の決算となります。

次に、認第十号の五條市水道事業会計につきまして、御説明を申し上げます。

別冊の平成二十八年度五條市水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページから二ページをお開き願います。

決算報告書により、御説明を申し上げます。

まず、(一) 収益的収入及び支出では、収入第一款水道事業収益の決算額は、八億五千五万九千七百八十七円、支出第一款水道事業費用の決算額は、八億二千四百七十七万一千九百七十三円でございまして、

次に、(二) 資本的収入及び支出では、収入第一款資本的収入の決算額は、一千五百六十六万八千四百十円、支出第一款資本的支出の決算額は、二億二千九百七十七万一千二百四十四円でございまして、

なお、資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額、二億一千四百一十一万四千三百三十四円につきましては、一番下の「表の欄外」にございますとおり、過年度分損益勘定留保資金二百万五千四百二十三円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額五百二千七百八十五円、現年度分損益勘定留保資金一億八千八百七十一万六千五百五十五円、建設改良積立金の取り崩し一千八百三十六万七千七百七十一円をもって、補てんした次第でございまして、

次に、三ページをお開き願います。

平成二十八年度五條市水道事業損益計算書でございまして、

下から二行目のとおり、当年度純利益は、二千三百五十八万五千六百六十円でございまして、

これは、一、営業収益、三、営業外収益、五、特別利益の合計から、二、営業費用、四、営業外費用、六、特別損失の合計を差し引きしたものでございます。なお、下から三行目にございまして前年度繰越利益剰余金一千三百三十五万三千四百七十七円を加算いたしました当年度未処分利益剰余金は三千六百九十三万九千七百七十七円でございまして、

この剰余金につきましては、五ページをお開き願います。

下の方に、平成二十八年年度五條市水道事業剰余金処分計算書（案）がございます。

一、当年度未処分利益剰余金三千六百九十三万九百七円につきましては、二、利益剰余金処分額（一）減債積立金二百万円、（二）建設改良積立金二千万円、三、翌年度繰越利益剰余金一千四百九十三万九百七円として処分させていただきます。

以上で、認第一号から認第十号までの各会計の決算につきましての御説明を終わらせていただきます。御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

次に代表監査委員から決算並びに財政及び経営健全化の審査意見を求めることにいたします。竹田和彦代表監査委員。

〔代表監査委員 竹田和彦登壇〕

○代表監査委員（竹田和彦） 監査委員の竹田でございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、平成二十八年年度五條市一般会計・特別会計、公営企業会計の決算、及び基金運用状況並びに財政健全化に係る審査の結果につきまして報告させていただきます。

お手元の別冊『五條市決算及び財政（経営）健全化審査意見書』を御覧いただきたいと存じます。

まず、一般会計・特別会計、公営企業会計の決算並びに基金運用状況の審査について報告申し上げます。

審査の方法につきましては、市長から提出された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類、基金運用状況調書、並びに水道事業会計決算書及び附属書類を関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、予算の執行状況等について検討し、併せて関係職員から説明を聴取して審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された各会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であると認められるとともに、予算の執行状況についても、概ね適正妥当であると認められました。

次に、「審査の意見」でございますが、六十五ページから記載しております。

恐れ入りますが、七十ページの「むすび」を御覧いただきたいと存じます。

本年度の一般会計の決算状況は、前年度決算剰余金のうち四億円を財政調整基金へ積み立てた中で、実質収支は三億八千五百八十七千円の黒字決算となっております。

この黒字決算の要因につきましては、歳入では、普通交付税を始め地方消費税交付金等の各種交付金などの一般財源が大幅に減少する中にあって、諸収入における建物総合損害共済金の収入額が大きく増加したことが挙げられます。また、歳出では、主に一般財源が充てられる経費において、公債費などが増加したものの、退職手当と国民健康保険特別会計繰出金が大幅に減少したことが挙げられます。

これら三つの要因は、歳入歳出共に、臨時的又は一過性のものでありますが、これらにより黒字決算が保たれたとも考えられます。

今後においては、なお一層厳しい財政状況が想定されますが、財政の健全性を確保しながら、行政課題の解決、市民生活の向上と福祉の増進に努められることを期待しております。

次に、公営企業会計につきましては、百ページから「審査の意見」を記載しております。

恐れ入りますが百ページを御覧いただきたいと存じます。

本年度の決算状況は、給水人口や給水量の減少などにより給水収益が減少していることに加え、修繕費と委託料が増加したことにより、給水原価が供給単価を大きく上回り、販売利益は前年度より悪化しております。

さらに、採算性の低い簡易水道事業の統合、水源確保のための新たな負担などにより、今後ますます厳しい経営状況が予測されるところでありますが、計画的かつ効果的な事業推進と経営の健全化を図りながら、引き続き安全で良質な水道水の安定供給に努めていただきたいと思います。

次に、財政及び経営健全化の審査について報告申し上げます。

恐れ入りますが、百二ページから御覧いただきたいと存じます。

審査の方法につきましては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、算定が適切に行われているか、また、計数の内容などについて検討を行い、併せて担当職員から説明を聴取して審査を実施いたしました。その結果、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる書類はいずれも適正に作成・表示されているものと認められました。健全化判断比率等の数値でございますが、まず、健全化判断比率のうち、①の実質赤字比率及び②の連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字額がないため該当数値はありません。

③の実質公債費比率につきましては、一三・九パーセント、④の将来負担比率については二二六・〇パーセントとなっております。

さらに、簡易水道特別会計など三つの特別会計の資金不足比率については、資金不足が生じていないため該当数値はありません。

次に、百四ページに記載しております水道事業会計における資金不足比率についても、資金不足は生じておらず該当数値はありません。以上、これらいずれの比率においても、国が示している早期健全化基準や経営健全化基準を下回っており、財政健全化計画などの策定には該当していませんが、今後とも、中長期の財政見通しを踏まえた、より計画的かつ効率的・効果的な行財政運営に努められることを望みます。

以上をもちまして、決算審査結果の報告を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（吉田 正）決算並びに財政及び経営健全化の審査意見が終わりました。（「六番」の声あり）六番議会運営委員会 佳秀委員長。

○六番（窪 佳秀）ただいま上程されております認第一号から認第十号までの十議案は、いずれも平成二十八年度における各会計決算の認定でありますので、これら議案につきましては、特に慎重審議を期するため、例年のとおり決算審査特別委員会を設置していただきたいと思ます。

なお、委員の数は七人とし、その選任につきましては議長に一任したいと思ます。

○議長（吉田 正）お諮りします。

ただいま窪 佳秀議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審査を期するため、決算審査特別委員会を設置して、審査を付託したいと思ます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。

よって本案は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は七名とし、選任につきましてはあらかじめ御協議賜っておりますので、私から指名いたします。

それでは決算審査特別委員会の委員に一番養田全康議員、三番牧野雅一議員、六番窪 佳秀議員、九番山口耕司議員、十番吉田雅範議員、十一番益田吉博議員、十二番大谷龍雄議員。

以上、七名の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選任並びに審査の日程等につきまして御協議を賜りたいと思ますので、各位には本会議終了後、直ちに議長室に御参

集願います。

○議長（吉田 正）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす十二日から二十四日まで休会とし、次回二十五日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後五時三十八分散会

